

学校危機管理マニュアル



学校事故等における対応の視点

1. 事故や事件の状況を迅速に、できるだけ正確に確認する。
2. 迅速に誠意をもって対処する。（その時、その日のうちに）
3. 『あきらめず』『みのがさず』の心で。
4. 再発防止として、いろいろなサインや異変を見逃さない。

小樽市立高島小学校

令和7年8改訂版

危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また本校は、小樽市地域防災計画において、災害対策基本法第49条の7、災害対策基本法施行令第20条の6に基づき『土砂』『地震』の「指定避難所」、及び災害対策基本法第49条の4第1項、災害対策基本法施行令第20条の3第1～3号に基づき『地震』の「指定緊急避難場所」に指定されている。

名称	住所	電話番号 (0134)	避難所 (土砂)	避難所 (地震)	避難所 (津波)	避難所 (洪水)	緊急避難場所 (地震)	緊急避難場所 (津波)	標高 (m)
高島小学校	高島5丁目6-1	25-1854	○	○	○	—	○	○	52

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

○小樽市地域防災計画（小樽市HP：

https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020121900032/file_contents/2023_02_OtaruCity_LocalDisasterPreventionPlan.pdf)

○高島小学校 消防計画

○高島小学校 避難訓練実施要項

○高島小学校 児童の保健調査・食物アレルギー対応 等

危機管理の基本方針

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

○児童の生命、安全の確保を第一とする。

○指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。

○地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

危機管理のポイント

○児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。

○学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。

○指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。

○常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

本校における危機管理の基本方針

○危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。

○学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。

○教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。

○危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。

- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

学校で起きる多様な危機

学校で起きる危機はたくさんあるが、主に次のようなものがあげられる。

- ① 教育活動に伴う事故
- ② いじめ・不登校
- ③ 食中毒・インフルエンザ・感染症等の事故
- ④ 火災・地震による被害
- ⑤ 不審者による事件
- ⑥ 虐待・体罰に伴うトラブル
- ⑦ その他

学校で起きる危機への対処のあり方

学校が危機の発生に適切に対処するためには、次の4つのステップが大切な要素となる。

1 危機の予知《多面的な視点からの情報収集》

危機的な状況が起きる可能性をあらかじめ予知する。あるいは、危機的状況に陥る前に危機となる要素や問題について、十分な情報を得ておくことが必要である。

2 危機の回避《予測される最悪の状況への準備》

危機を予知した段階で、その危機を回避するための努力を払うべきである。危機回避の基本は、常に最悪の事態を想定し、危機が生じたときの対処の仕方をあらかじめ講じておくことである。

3 危機への対処《校長を中心とした迅速な対応》

突発的な災害や事件・事故、最大限の努力を払った中で、なお生じた危機への対処に必要なことは、校長自らがリーダーシップを取ると共に、校長を中心とした実効ある連絡・協力体制を組織することである。その際、特に注意すべき事は、誠実にしかも迅速に適切な対応をすることが大切である。

4 再発の防止《教職員の意識改革》

大きな事件・事故に遭遇すると児童は心の動揺や不安を抱くと共に、保護者や地域住民に対する信頼は崩壊しかねない。そのため、危機に対する教職員の意識改革を図ると共に、再発防止のための対策を講じていくことが必要である。

高島小学校 学校危機管理マニュアル ～ 目 次 ～

1. 学校事故等における対応の視点
 - (1) 地域、学校、校区の現状
ハザードマップ
 - (2) 想定される危機事象
2. 危機管理体制
 - (1) 平常時の危機管理体制
 - 校内組織
 - 児童の問題行動への対応
 - 校外活動・校内行事危機未然防止対策
 - インターネット上の犯罪被害防止対策
 - 犯罪被害防止に関する日常管理
 - (2) 緊急時の危機管理体制
 - 児童の偶発的問題発生時の対応
 - 連絡体制
 - 非常参集体制
 - 事故・災害発生時の対策体制
 - 避難訓練・職員研修・安全教育
3. 各種危機への対応フロー図
 - (1) 交通事故発生にともなう対応
 - (2) 登校拒否（不登校）や登校しぶりの児童への対応
 - (3) いじめ問題への対応
 - (4) 食中毒への対応
 - (5) アレルギーへの対応
 - (6) 感染症への対応
 - (7) 火災発生の場合の対応
 - (8) 地震発生の場合の対応
 - (9) ミサイル発射の対応
 - (10) 自然災害（台風・吹雪・大雪）への対応
 - (11) 長期停電時の対応
 - (12) 校舎内不審者侵入の対応
 - (13) 児童虐待への対応
 - (14) 教職員の負傷事故への対応 p - 38
 - (15) 爆破予告への対応 p - 39
 - (16) 行方不明への対応
4. 現代的な危機問題に関する対応
 - 食物アレルギー・てんかんへの対応
 - 熱中症への対応
 - 水泳学習・危機管理マニュアル

1. 学校における危機管理

(1) 地域、学校、学区の現状

①地域の特徴

本校の位置する小樽市は、山系がそのまま海上に突出した地形を示し、平野部が少なく丘陵と山地が大部分を占めている。このため河川の延長は短く急流であり、流量も降水量に応じ短時間に著しく増減する。地震については、道内の太平洋側の地域と比べ少ないが、日本海側でも天保5年(1834年)2月9日に石狩湾付近で発生した震度5の地震のほか昭和15年(1940年)8月2日の積丹半島沖地震や平成5年(1993年)7月12日に発生し、奥尻町などに大きな被害をもたらした「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」など津波を伴う地震も発生している。

②学校、学区の現状

本校は小樽市の西部地区に位置している。標高52mであり、津波浸水区域外である。

校舎は昭和56年建築であり、平成23年に実施された「学校施設耐震診断」では耐震基準を満たしている。

学区は、高島、赤岩、祝津からなり、徒歩通学者だけでなくバス通学者や乗用車での送迎による通学者もいる。在籍する児童、教職員の状況は以下のとおり。なお、教職員のうち約3割は市外からの通勤者である(多くが自家用車利用)。

児童数(136名)		教職員数(21名)	
第1学年	18人	小樽市内住居	18人
第2学年	18人	市外住居	3人
第3学年	25人		
第4学年	24人		
第5学年	25人		
第6学年	26人		



「小樽市ハザードマップ」から本校周辺には、

土砂災害警戒区域
及土砂災害危険箇所

が多く存在することから、想定される危機事象として『土砂災害』が挙げられる。

(2) 想定される危機事象

本校で想定される危機事象として、土砂災害の他に、主な危機事象は、以下のとおりである。

危機事象		想定される事態
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故、スクールバスの事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	大規模事故災害	ガソリンスタンド等の危険物取扱施設の爆発事故
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症等
	大気汚染	微小粒子状物質（PM 2.5）等
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

避難所等の指定状況

名称	住所	電話番号 (0134)	避難所 (土砂)	避難所 (地震)	避難所 (津波)	避難所 (洪水)	緊急避難場所 (地震)	緊急避難場所 (津波)	標高 (m)
高島小学校	高島 5-6-1	25-1854	○	○	○	—	○	○	52

出典：小樽市地域防災計画

2. 危機管理体制

(1) 平常時の危機管理体制

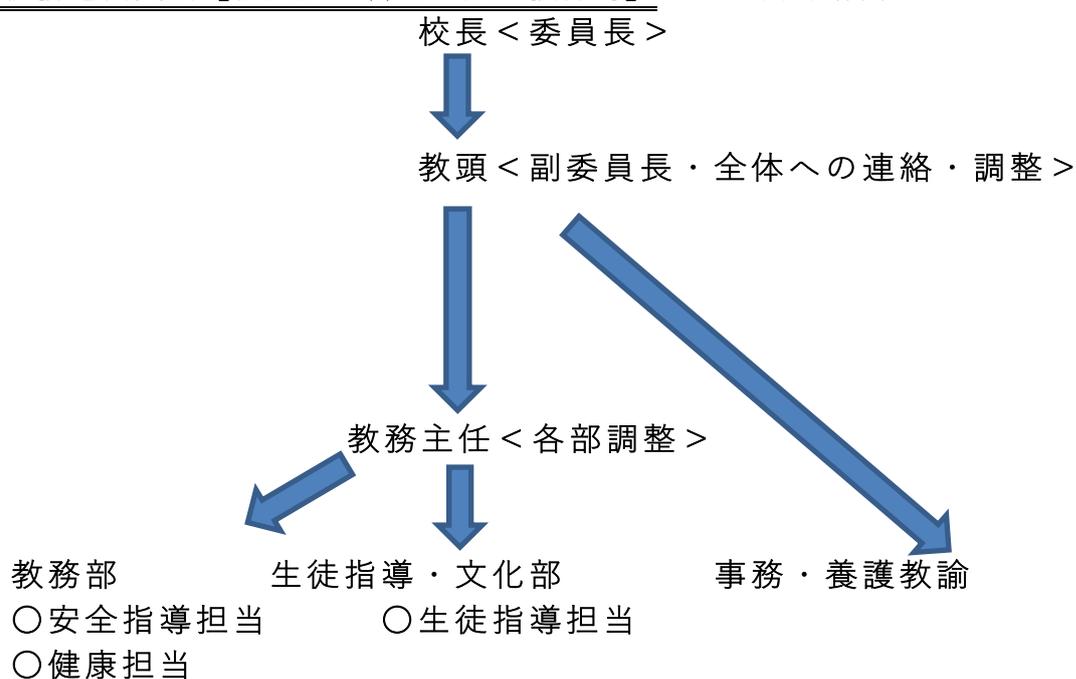
校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、各分掌や担当と連携して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、生徒指導担当教諭は、代表企画会議において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。

教務主任、事務、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や安全指導担当教諭、生徒指導担当教諭は、職員会議、学年代表委員会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

○校務運営員会【校内安全管理・安全教育時】 *本校組織図より



* 事故・災害対策本部設置時の体制については、小樽市の指示を受け、場面に応じて必要は班を構成し、対策にあたる。

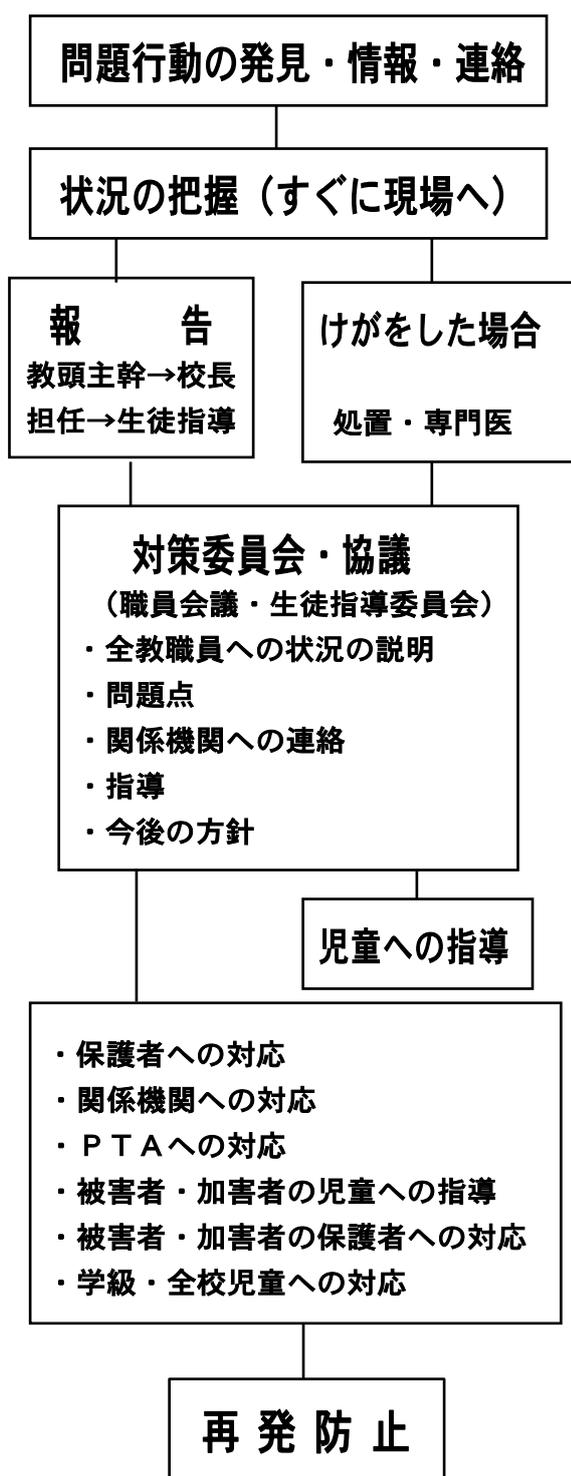
【安全点検】

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

【事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、児童、保護者、地域等より）】

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、危険な事態が発生した場合には、「事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式（資料参照）」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。報告された情報は、整理・集積し、蓄積する。なお、報告者は教職員だけでなく、児童、保護者、地域住民、関係機関等も含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

○児童の問題行動への対応フロー図



1. 速やかに判断し、担任・生徒指導・主幹教頭・校長へ報告

2. 状況により、現場での指導

3. けがをしている場合

- ・けがの処置
- ・保健室か専門医

4. 状況の把握・事情聴取（担任・関係教諭）

○取り調べる的にならないように注意する

- ・事実関係、状況の確認
- ・その時の心情把握
- ・現在の心情把握
- ・これからどうするか把握

5. 内容や状況により、教育委員会・関係機関への口頭報告（校長）

6. 対策・対応の検討

- ・全教職員への概要説明・指導（校長）
- 検討・対応の方法の協議

7. 当該児童の指導と学級・全校児童への指導

8. 保護者への対応（誠意を持って対応する）

- ・事実関係と原因
- ・学校の措置と今後の対応
- ・心身回復のための対応
- ・治療費等
- ・当該教師・担任等が出向き状況を説明
- ・内容により、教頭または校長が訪問し深謝

9. 関係機関への報告

- ・教育委員会
- ・法務局
- ・児童相談所
- ・警察署
- ・その他

10. 内容により、PTAにも説明し今後の学校経営についても説明し、理解と協力を得る

11. 加害児童・被害児童との信頼回復のための援助指導の展開

12. 被害児童および保護者に対する誠意ある対応

- ・児童の心身回復のための援助
- ・保護者への信頼回復のための努力
- ・入院等にもなう学習の遅れに対する援助
- ・入院・通院等に於ける保護者負担への援助

13. 事故再発防止に向けた取組

- ・教職員への指導
- ・児童への指導（担任・養護教諭・生徒指導 等）

○校外活動・校内行事危機未然防止対策

1. 事前の検討・対策 遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全 確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

<p>校外活動全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ● 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ● 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ● 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ● 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ● 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ● 一人で避難できない児童への対応について検討する。
<p>宿泊を伴う活動・食に 関係する活動 ※（食物アレルギー対応）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ● エピペン®等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 ● 工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ● 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ● 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ● 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ エピペン®等持参薬の使用法の再確認 ➢ 搬送可能な医療機関の事前調査 ➢ 円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（児童同士 の弁当のおかずやおやつの交換）、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（PTA主催イベントの模擬店など）、アレルギーとなる食品の清掃 等

2. 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- 緊急連絡体制表 児童名簿（緊急連絡先を含む） 訪問先の地図等（避難経路・避難場所）
- 緊急搬送先医療機関の情報 携帯用救急セット 携帯電話・スマートフォン
- モバイルバッテリー 携帯ラジオ端末 笛（危険を知らせるため）

3. 校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて児童も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - （食物アレルギーを持つ児童がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校側では、管理職に事前に日程を報告するとともに、職員室のホワイトボードに校外活動時間・内容・引率教職員 連絡先等を掲示する。

4. 校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場としてPTA等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

①事前準備

- 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。（行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認）
- 行事の受付についてPTA及び学校支援ボランティアにも依頼する。
- 特に運動会については、参加者の数が多くなることから、開催前後も含めた学校周辺の常時パトロールを、PTAや地域ボランティアに依頼する。

②校内行事当日の対応

- 行事の来賓には、受付をしてもらう。確認後、来校者名簿に記入をしていただく。
- 児童保護者には、受付をしてもらい、その後、指定の場所で観覧していただく。
- 行事中、教職員は担当を決めて校内（非開放部分を含む）を巡回し、不審な人物がいないか確認する（いた場合には声掛けし、身元を確認）。
- 行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。

○インターネット上の犯罪被害防止対策

1 最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映する。

- 警察庁「なくそう、子供の性被害。」

http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/



- 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」

<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/23/>



- 文部科学省「情報モラル教育の充実」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm



- 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm



- 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」

https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf



- 文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



2 家庭との連携

校長は、毎年4月を重点期間として学級担任に指示し、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、児童と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

なお、ICT機器の利用は年々低年齢化していることから、低学年のうちからこの取組を進めることとする。

* 『おたるスマート7』の有効活用

○犯罪被害防止に関する日常管理

1. 校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童に徹底させる。

時 間	児 童 ・ 教 職 員	来 校 者 ・ 保 護 者
登校時間 8時15分～25分	●児童は校庭門から登校する。 ●施錠担当教職員が、児童玄関を8時15分に解錠し、8時30分に施錠する。 ●児童は遅刻した場合、職員玄関から登校する。	●常に職員玄関を使って出入りする。
授業中	●児童・教職員ともに正門横の通用口を使って出入りする。	
下校時間 *曜日・学年により時間帯は異なる	●施錠担当教職員が、校庭門を下校時間開始時刻に解錠し、下校時間終了時に施錠する。	
下校時間後	●職員玄関を利用する。	

2. 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来校者向けに、玄関に「来校者の方は職員玄関から入り、事務室受付へおいでください」の案内を掲示する。
- 来客の予定がある場合は、あらかじめ職員室内ホワイトボードに記載する。
- 事務室受付にて、来校者には検温し来校者受付票に記入を求める。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

3. 校内の巡視

- 通常授業日は、校長、教頭、教務主任が、校内を巡視し、授業や校内の巡視を行う。

4. 校外の巡視・巡回

- 登下校時については、必要に応じて教職員が校舎周辺の巡視を行う。また、週に一度程度、管理職が通学路の巡視を行う。
- 通学路の合同点検：「高島小学校 通学安全マップ」を基に、PTA・地域関係者と合同で点検を実施する。
- 地域見守り：「こども 110 番の家」の住民や見守りボランティアや町内会の協力を得て、登下校時の児童の見守り活動を実施する。

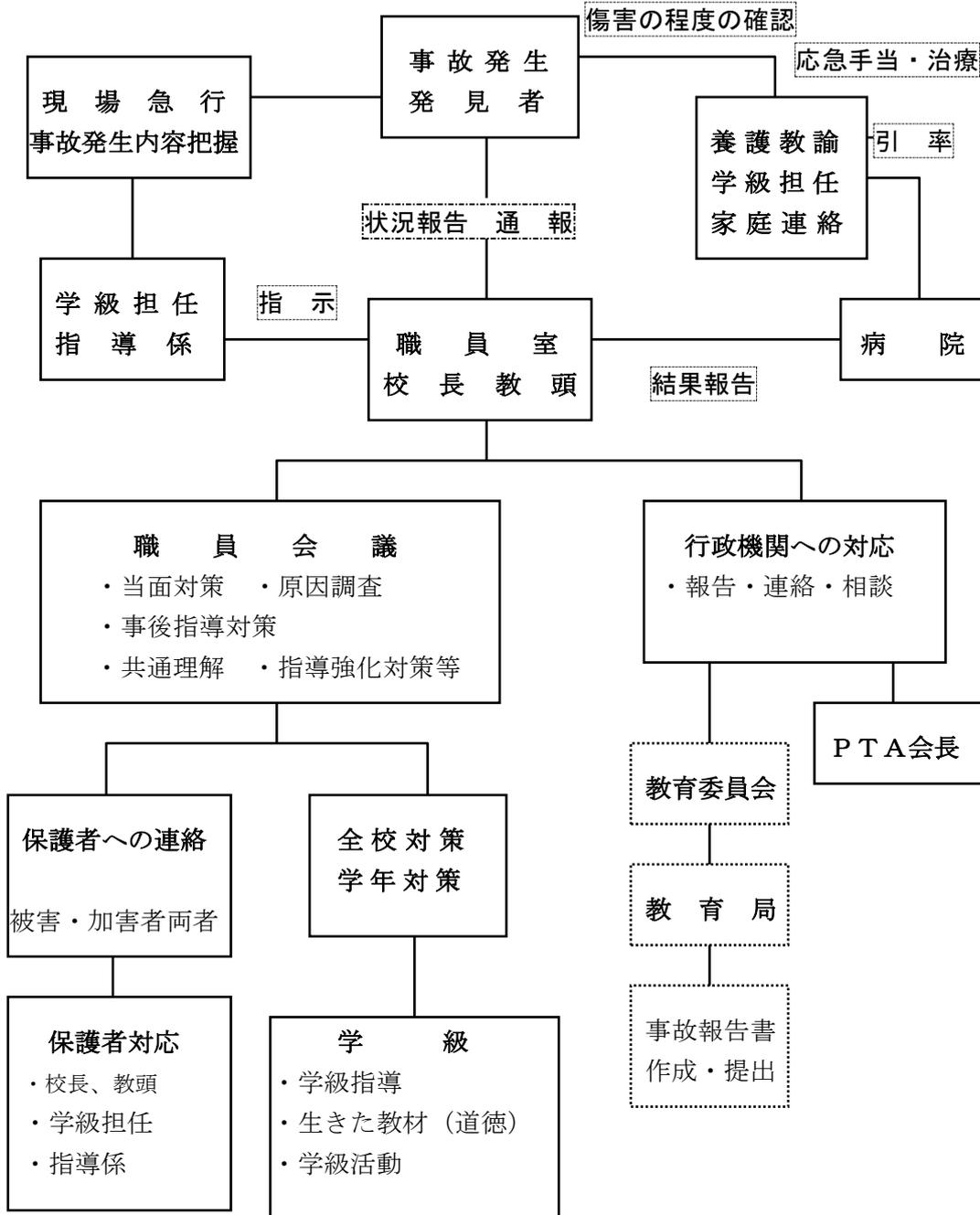
(2) 緊急時の危機管理体制

○児童の偶発的問題発生時の対応フロー図

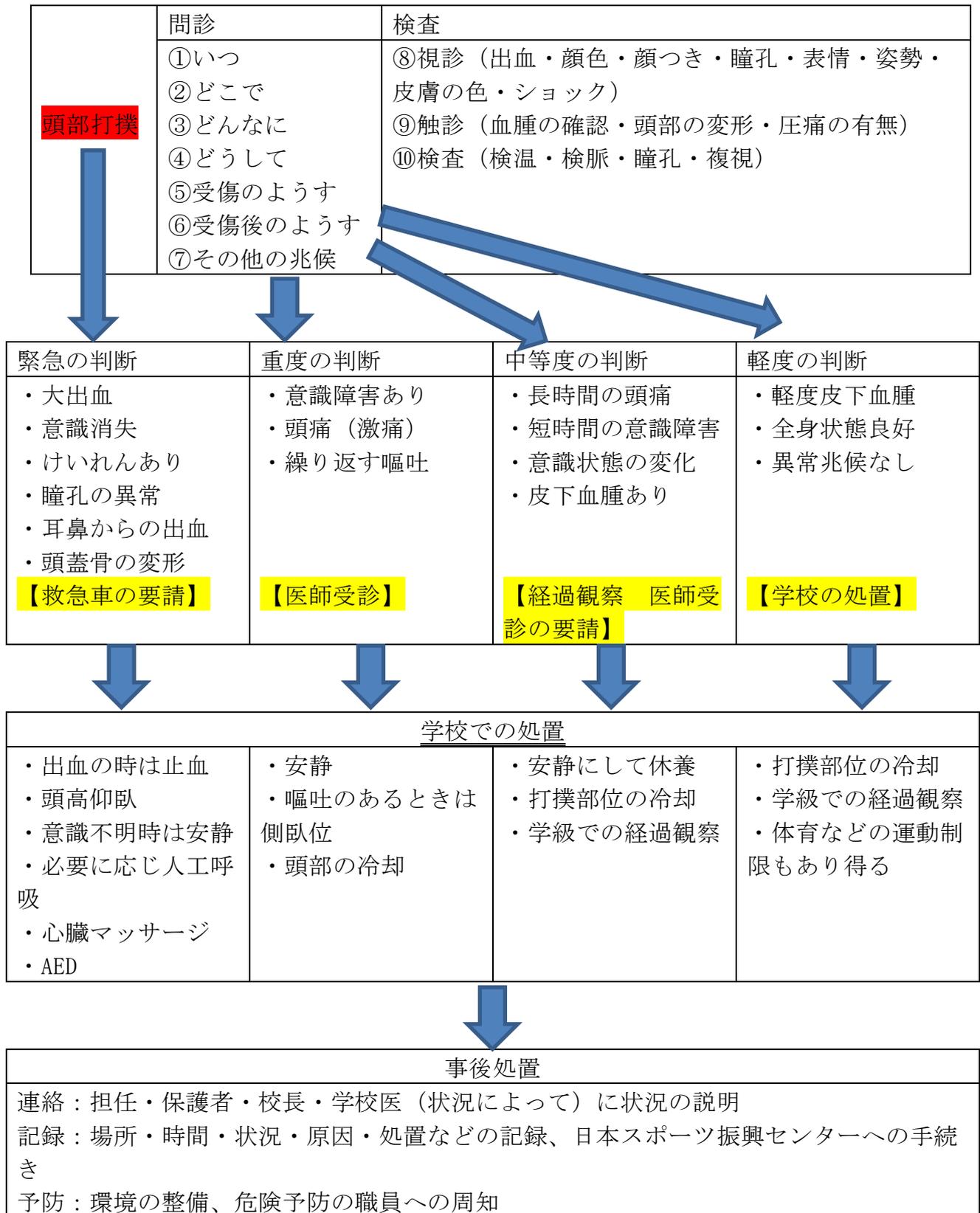
児童の校内・校外における人命、傷害、公共物破損、交通事故等に関する重大事故発生時

【基本的事務】

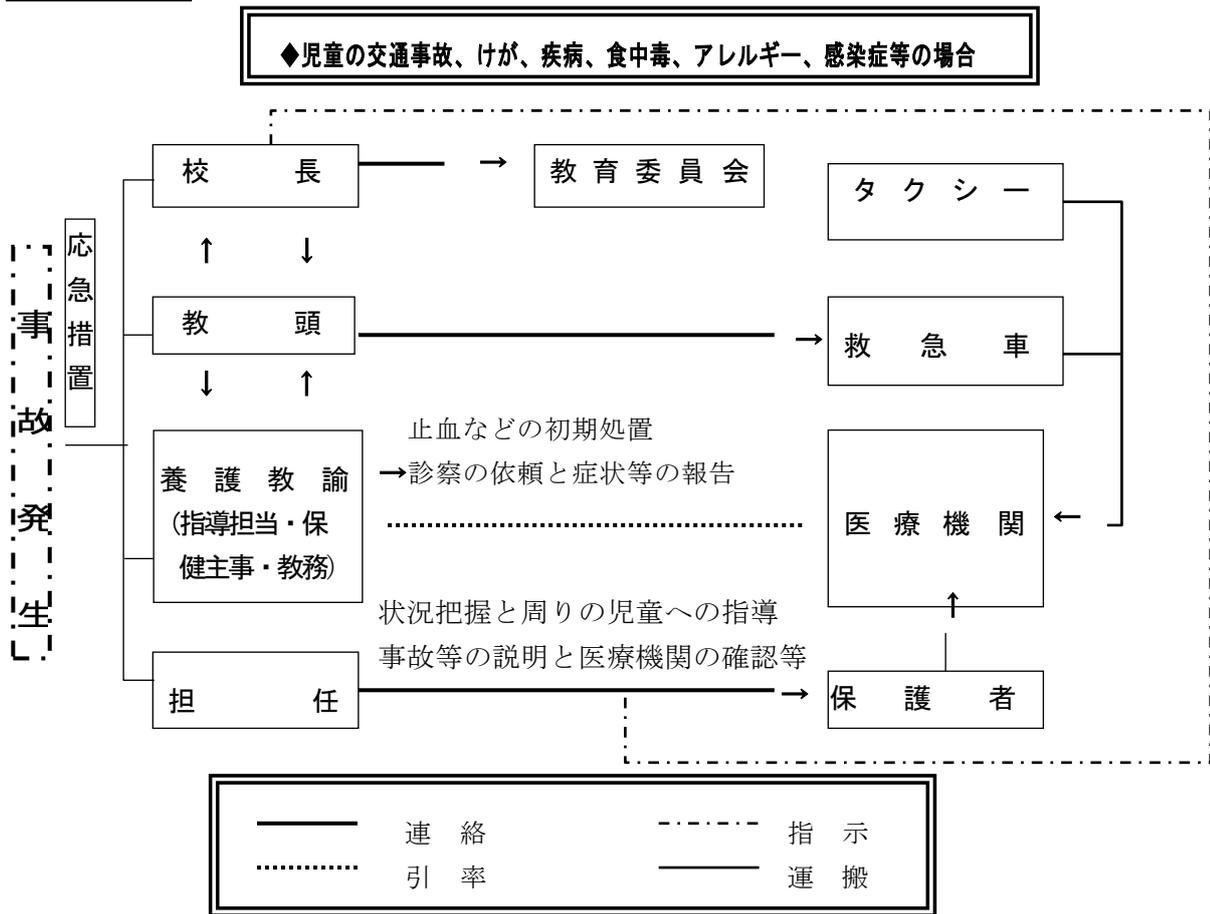
- 子どもの健康（精神的・肉体的）や生命を守ることを第一と考えて対処すること
- 学校の信頼を損なうことのないように対処すること
- 教職員の共通理解のもとに対処すること（事故処理、指導、再発防止等）



○頭部のケガの基本フローチャート



○連絡体制



- 1 救急車の依頼・・・校長または教頭の許可を受ける
- 2 医師の手当を受ける場合・・・原則として保護者と連絡をとり、保護者が依頼する病院で受診させる。
- 3 保護者への連絡・・・出来るだけ早急に連絡する。
- 4 日本スポーツ振興センターへの報告・・・出来るだけ早く処理する。

◆救急車依頼の電話対応

- ① 119番に電話
- ② 用件 『もしもし、救急車をお願いします。』
- ③ 報告者名(所属名) 『私は、高島小学校の〇〇〇〇です。』
所在地 『学校の住所は、小樽市高島5丁目6番1号です。』
電話番号 『電話番号は、0134-25-1854です。』
- ④ 疾病者等の人数、性別、年齢、氏名
- ⑤ 疾病等の具合 「いつ」「どこで」「どのようにして」「意識の有無」等
- ⑥ 救急車の到着までに、こちらでしておくことは何か。
- ⑦ 学校の入り口付近では、サイレンを止めていただくよう依頼。

対応等のポイント

- ア 家庭への連絡は、親切で分かりやすく、要領を得た連絡となるよう心がける。
- イ 救急車で搬送には、職員が必ず付きそう。事故等の状況を把握している職員がよい。付き添いは、随時病院から学校に連絡を入れる。(携帯電話等を持参する。)
- ウ 事故の概要は、当事者の家庭のみでなく、相手側(加害者)の家庭にも速やかに連絡する。
- エ 関係する職員と連絡をとり、同じ情報を得て、事後処理についての共通理解をする。
- オ 常に誠意ある対応に努める。
- カ マスコミ対応等は、教頭に一本化する。

○緊急時の非常参集体制

1 非常参集基準

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合、本市の災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を、市の通知を受け校長の指示のもと構成する。

2 安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、児童及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。

3 非常参集時の心得

○服装：動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。

○持ち物：数日間勤務に当たることを想定し、リュック等に準備しておく。

持ち物の例

身分証明書 携帯電話・スマートフォン 携帯充電器 携帯ラジオ

携帯できる食料 飲料水 現金（小銭）笛（ホイッスル） 小型のライト

マスク 着替え メモ帳・筆記用具

○非常参集時には、必ずインターネット等で警報等に関する情報を収集するとともに、下記の場合には、危険区域を絶対に通らないこと。

参集の種類等	避けるべき区域
地震時の参集：大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されている場合	津波ハザードマップ（津波浸水想定区域図）で津波の浸水が想定されている区域
風水害時の参集	洪水ハザードマップ（洪水浸水想定区域図）、土砂災害ハザードマップ（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等）で浸水や土砂災害が想定されている区域

○参集する際には自身の身の安全に十分留意すること。

○災害等の被害が大きい場合には、参集途上の地域の様子をつぶさに観察し、本部へ報告すること。

4 教職員の安否確認

全ての教職員は、事故・災害等の発生により非常参集体制が取られた場合は、自身の安否状況（自身及び家族の被災状況、自宅の被災状況等）について、メール又は電話により、管理職（校長又は教頭）に連絡する。

校長は、教頭に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめるとともに、安否不明の教職員に対して安否確認の連絡を取る。また、安否不明又は被災により事故・災害等への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となるものを指名する。

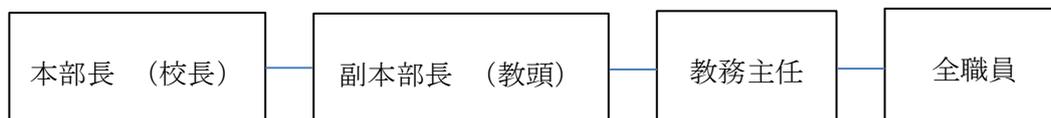
○事故・災害発生時の対策本部体制

1 事故・災害対策本部の設置基準

事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、本市の災害状況を受け、警戒本部、又は事故・災害対策本部を必要に応じて設置する。

2 指揮命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次図のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長不在の場合には、本部長代理者より事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。



3 警戒本部

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・各部長を構成員とし、必要な事案が発生したら速やかに設置する。なお、勤務時間中に設置する場合は、児童及び教職員の安全確保・避難誘導等を実施した後とする。

4 学校事故・災害対策本部

学校事故・災害対策本部の組織体制及び業務内容を内容に応じて分担する。ただし、事故・災害の状況により、活動の量・内容に偏りが生じた場合には、本部長は適宜、担当を見直し、業務量に応じた人員配置体制を取るものとする。

全ての教職員は、役割分担に基づき、事故・災害の発生時に必要な対応を取ることができるよう、研修・訓練等を通じてその役割を習熟しておく。

また、不在・被災等により役割分担を果たせない教職員が出た場合、事故・災害等の進展状況により各班の業務量に偏りが生じた場合などは、対策本部班の調整に基づき、役割分担を変更することがある。このため、全ての教職員は、定められた役割のみならず、他の役割についても概略を理解しておく。

○避難訓練・職員研修・安全教育

1 避難訓練の実施

年間の避難訓練計画を策定する際には、地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定等に関して設定し、その他の訓練として、不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練は予告あり・授業中の設定とする。特に、津波避難（一次避難～三次避難まで）に関して、全児童・教職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練は年1回必ず実施する。その他の条件については、全てのパターンを年度内に実施することは困難であるため、複数年度単位で計画する。

また、4月の早い段階で発災直後身を守るための基本動作・避難時の基本動作・避難経路について各クラスにて実施することとし、1学期の避難訓練は基本動作を実際に行い、あらかじめ決められた避難をすることができることを目標として実施する。

3学期になるにつれて、事前予告なしで実施する、授業中ではなく休み時間に実施するなど、より実践的な訓練となるよう計画する。その他、以下のような工夫点も盛り込む。

2 教職員向け校内研修計画

校長は、担当教職員に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。

校内研修の内容及び実施時期は、基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態等に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図るものとし、学校行事や過年度実施研修の状況、外部研修の共有状況等により適宜調整する。

また、校長は、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、校務運営委員会の時間を使って、健康・安全部長や生徒指導・文化部長より、本校の学校安全や生徒指導に関する課題や社会的に注目されている災害・事故・事件の学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設ける。

3 安全教育

①安全教育の目標と学校安全計画への位置付け

本校における安全教育の目標を以下のとおりとする。安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

この目標に基づき、本校児童が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、小樽市の歴史・実情に応じた教育内容を編成し、毎年の学校安全計画へ位置付けることとする。

②生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容

下記の資料に記載された「安全に関する指導の内容例」を参考に、生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、毎年度、学校安全計画を作成して、計画的に安全教育を実施する。

またその際、安全点検や避難訓練によって明らかになった課題に関する指導を盛り込み、安全教育を通じて安全に関する児童の資質・能力を育成するよう努める。

文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成 31 年 3 月）
p.136～145 安全に関する指導の内容例
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/seikatsu03_h31.pdf

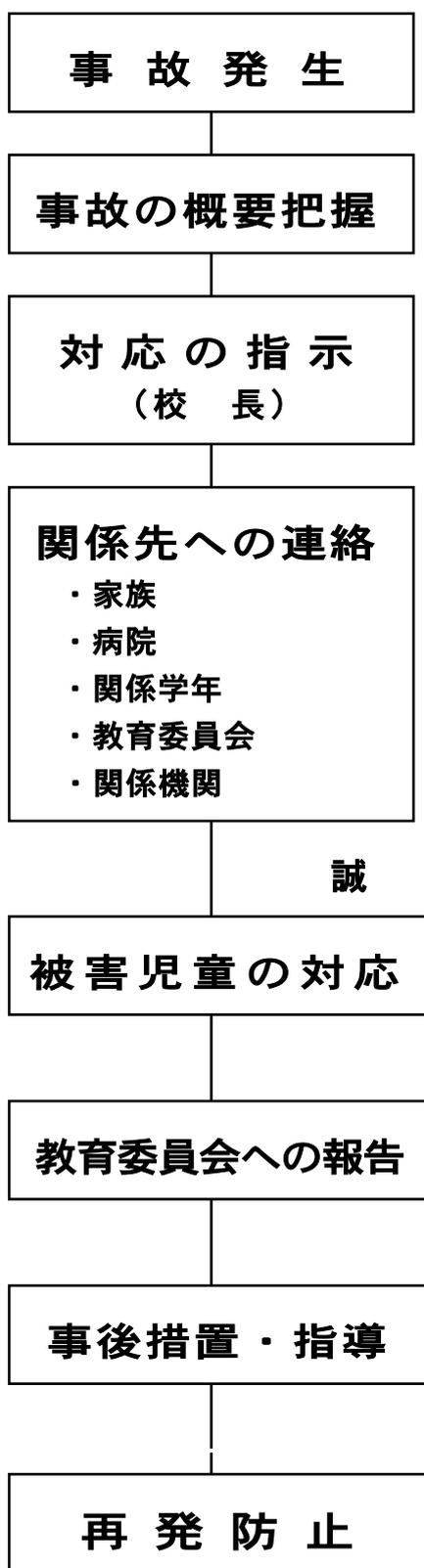
③家庭や地域社会と連携した教育

地域に根ざした学びにより児童の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。

なお、地域住民や関係機関の協力を得る際には、教育の目的やねらいについて事前説明をし、十分な理解を得ることし、あわせて、教育実施後には意見・講評等のフィードバックを得ることとする。

3. 各種危機への対応フロー図

1. 交通事故発生にともなう対応



1. 連絡を受けたら、ただちに現場に急行する
(事故報告書を持っていく)

- ・現場・・・担任・生徒指導係
- ・学校・・・校長・教頭

2. 状況把握をする

- ・応急手当をする
 - ・場合によっては、救急車を手配する。
- 事故報告書に従い、わかる範囲で状況把握
- 事故者の氏名、住所、職業、車種、ナンバー
 - 事故発生時刻、場所、加害か被害か
 - けがの程度、事故の概況

3. 校長に連絡し、指示を受ける

4. 関係先に連絡する

- ・病院と連絡をとる (教頭)
- ・教育委員会へ連絡し指示を受ける (校長)
- ・家族・関係学年と連絡をとる (教頭)
- ・全教職員への連絡・協議

5. 被害児童を訪問する (病院・家庭)

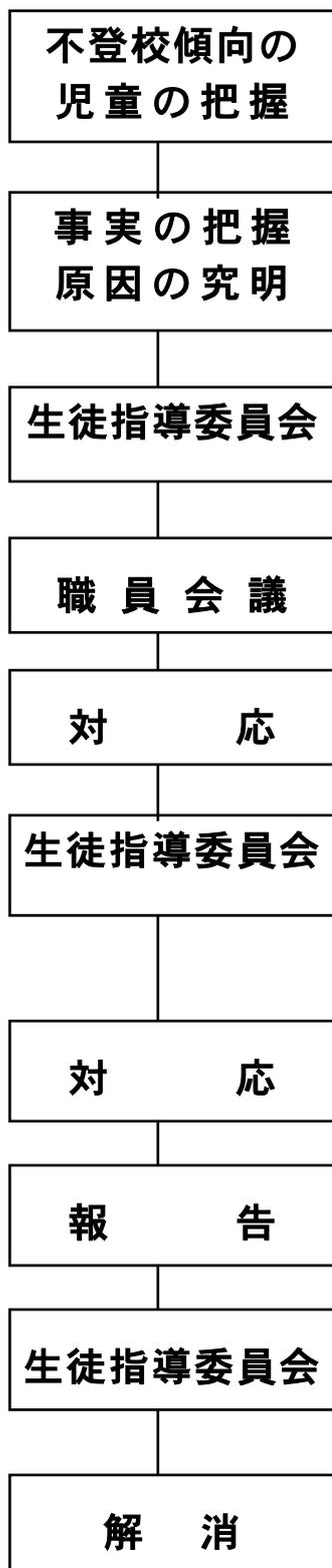
- ・お見舞い
- ・状況の把握

6. 報告書を作成し報告する

7. 事故概況の説明と全校児童への事故防止のための指導

8. 再発防止策を協議し実践する

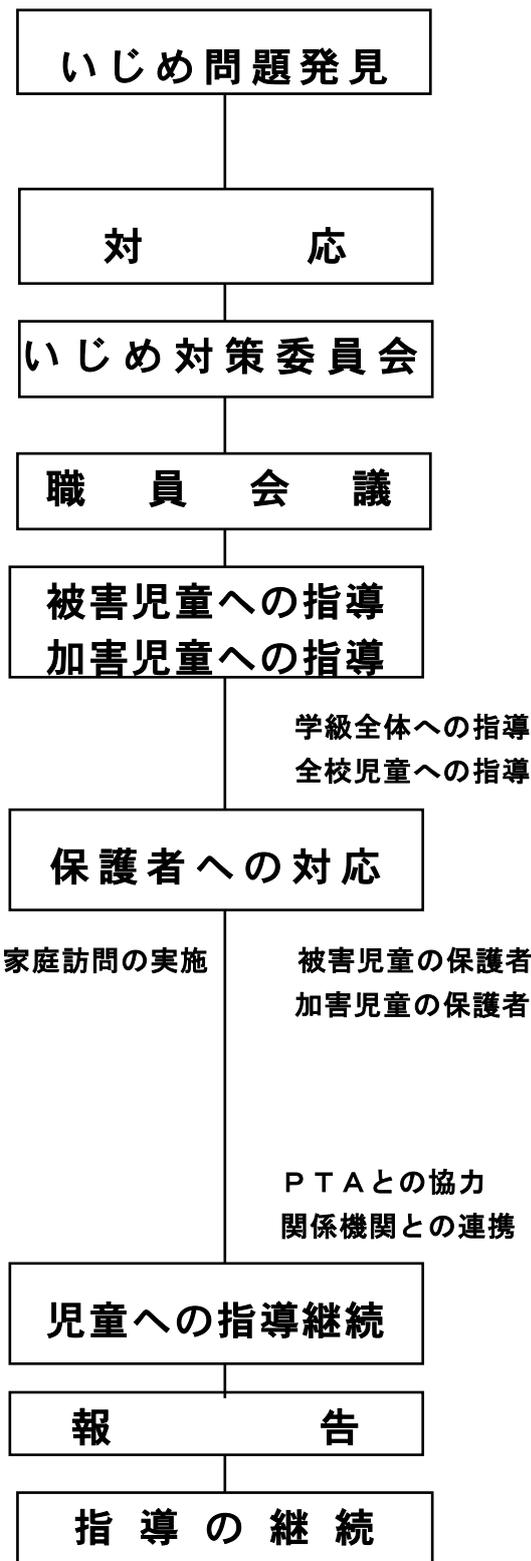
2. 不登校の児童への対応



小樽市不登校防止マニュアルに基づいた対応となります。

1. 休みがちな児童・保健室によく出入りする児童等の把握
(担任・養護教諭・生徒指導)
2. 休む要因、保健室来室の原因の究明
(担任・養護教諭・生徒指導)
・保護者からの情報収集
3. 状況について報告し、今後の対応についての検討 (校長・教頭・教務・生徒指導 養教・担任)
4. 状況について報告し、今後の対応についての共通理解
5. 関係機関に連絡・相談
・青少年相談員 ・民生児童委員
・児童相談所 ・カウンセラー
・登校支援室
6. 上記 3～5に基づいて対応・援助指導
・児童の心情に寄り添う
・あきらめない
・見捨てない
・根気よく
7. 指導の経過について随時報告し指導や対応を継続
8. 定期的に対策委員会を開き、解決策について検討
9. 再発防止策を協議し実践

3. いじめ問題への対応



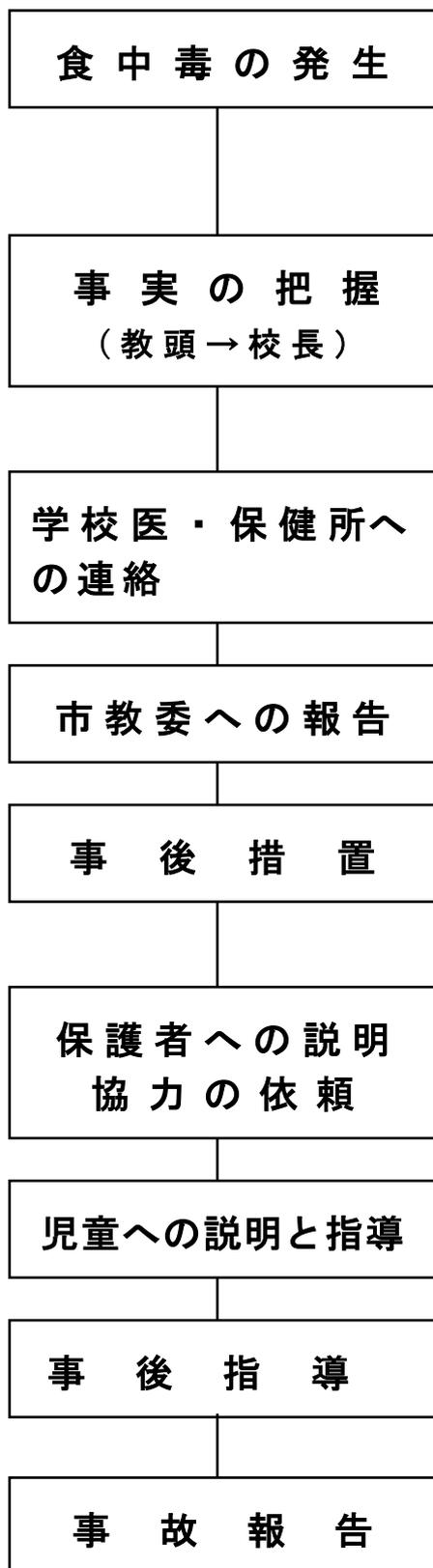
いじめ防止基本方針に基づきます

1. 「いじめ」問題の発見
 - ・保護者から
 - ・本人からの訴え
 - ・まわりの児童からの報告・連絡
 - ・教師の発見・気づき
 - ・いじめアンケート
2. すぐに対応する（担任）
 - ・事実関係を把握し、報告する
(生徒指導部→教頭→校長)
3. 状況の報告と今後の対応についての検討
(校長・教頭・生徒指導部・養教・担任)
4. 状況の報告と今後の対応についての共通理解
 - ・校長の指示、指導
5. 関係機関との連携
 - ・市教育委員会
 - ・児童相談所
 - *犯罪にあたるいじめは警察へ通報
6. 被害児童・加害児童への指導及び状況により学級・全校児童への指導
7. 保護者への対応
 - 被害児童への保護者へ
 - ・実状とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼
 - 加害児童の保護者へ
 - ・事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼
8. 状況によってはPTA等にも説明し協力を依頼
9. 指導の継続及び随時、指導の経過を報告
 - ・解決が長引く場合、継続観察指導
10. 事態が改善されない場合は、再度対応策について検討し、対応する

ポイント

- 日常的な児童観察により、生徒指導交流の場で共通理解を図る。
- 担任だけが負担を抱えることがないように、全教職員で対応に当たる。
- 記録文書等はマル秘扱いとする。

4. 食中毒への対応



1. 事故発生連絡を受けた後の事実把握
(教頭・養護教諭)

【給食の場合】

- ・食事の内容 食事場所 食事時間 献立
- ・一時保管場所 食事現場 (72時間保存)
- ・症状

【学校での調理実習の場合】

- ・試食の内容 試食場所 試食時間 献立
- ・実習場所 実習者 食材 購入先
(調理物は3日保存)

【宿泊先・昼食持参の場合】

- ・食事の内容
- ・症状

2. 事故の概要報告 (校長・教頭)

3. 学校医・市教委への連絡 (校長)

4. 学校医の意見に基づいた事後措置 (校長)

- ・健康診断
- ・出席停止
- ・臨時休業
- ・消毒

5. 保護者への事情説明及び指導・協力の依頼
(校長)

6. 児童への説明及び指導 (担任)

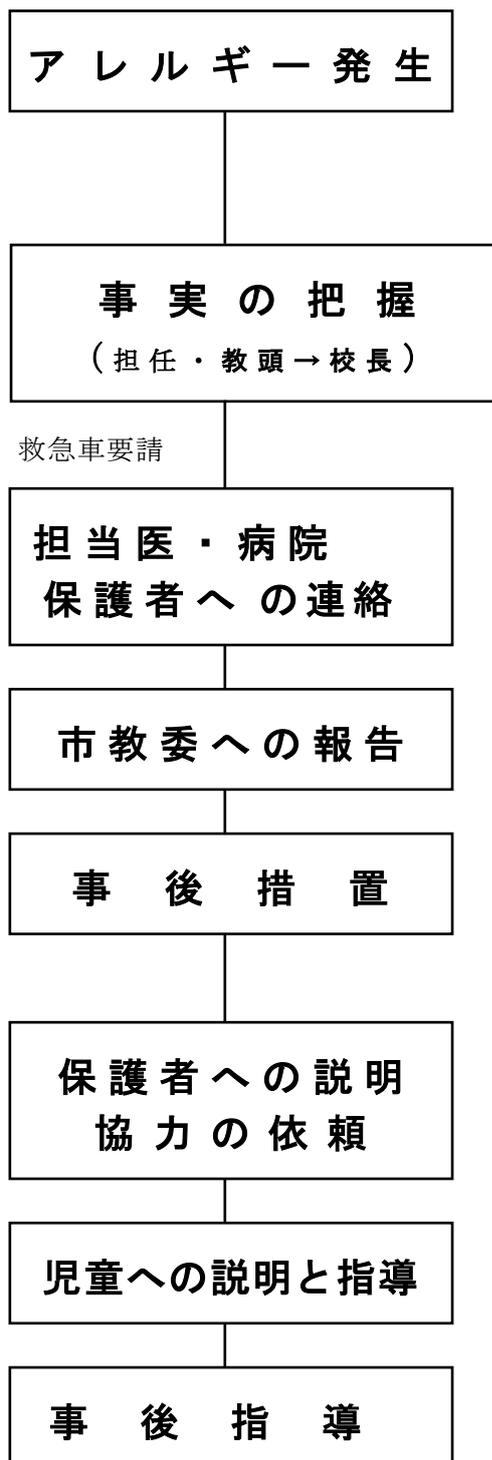
7. 事後指導 (全教職員)

- ・原因究明と原因の除去
- ・施設設備の点検・改善

8. 事故報告 (教頭・校長)

※マスコミの対応窓口は教頭とする。

5. アレルギーへの対応



1. 事故発生連絡を受けた後の事実把握

(教頭・養護教諭)

【現場に到着】

- ・校長(教頭・主幹・教務・養護教諭等)
到着次第リーダーとなり、役割確認と指示(救急車要請)
- ・発見者(観察)
- ・薬、エピペンの使用または介助
- ・心肺蘇生やAEDの準備、使用、介助
- ※エピペンを使用し10～15分で症状の改善が見られない時は、次のエピペンを使用(心肺蘇生)

【観察・記録】

- ・観察開始時刻 エピペン使用時刻
- 内服薬開始時刻 5分ごとの症状
- ・他の子どもの対応 救急車誘導
- ・食事の内容

2. 事故の概要報告(校長・教頭)

3. 市教委への連絡(校長)

4. 担当医の意見に基づいた事後措置(校長)

- ・行動や食物などの禁止事項の共有
- ・学校側からの確認事項など

5. 保護者への事情説明及び指導・協力の依頼(校長・教頭)

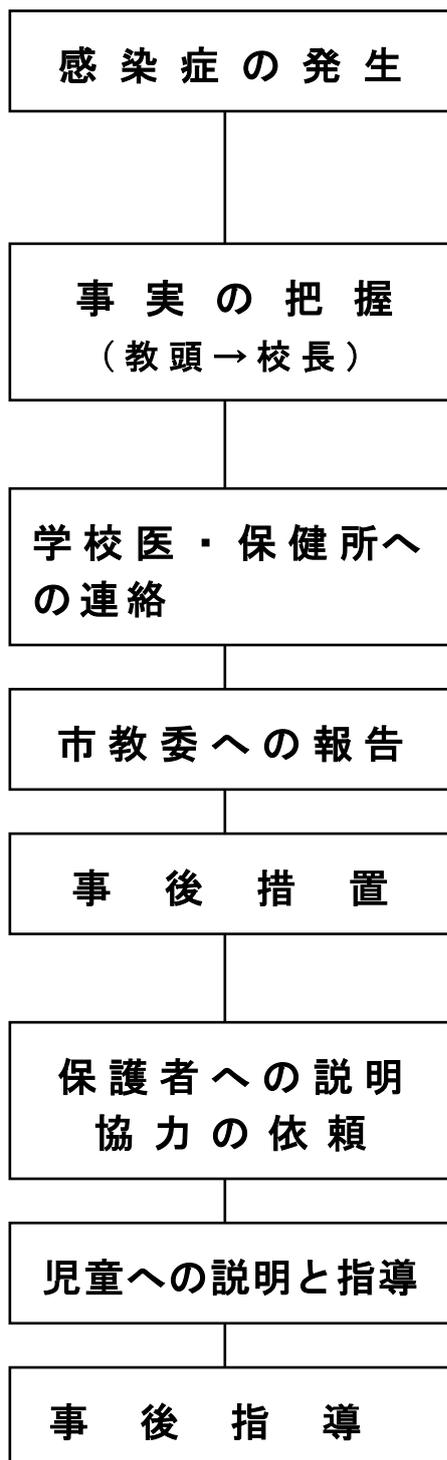
6. 児童への説明及び指導(担任・主幹)

7. 事後指導(全教職員)

- ・原因究明と原因の除去
- ・共通理解と道具などの点検・改善

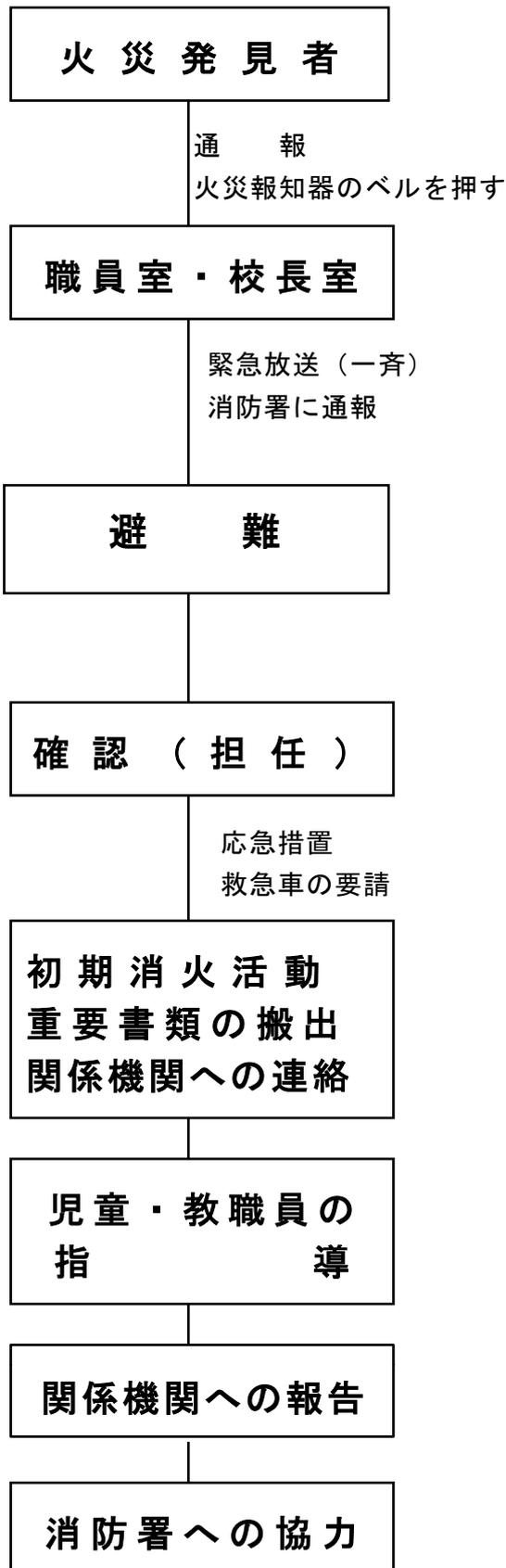
詳細は食物アレルギーへの対応に掲載

6. 感染症への対応



1. 事故発生連絡を受けた後の事実把握 (教頭・養護教諭)
【状況の把握】
 - ・他の児童や教職員が感染していないかの確認 健康状態の把握
2. 事故の概要報告 (校長・教頭)
 - ・場合により、学校医と連携し、保健所に通報し、対応について協議する。
 - ・保健所が設置する「対策委員会」に加わり定期外健康診断等、保健所に協力する。
 - ・定期健康診断などの資料を整備し、保健所の調査活動の準備をする。
3. 市教委への連絡 (校長)
 - ・早急に報告を行い、指導、助言を受ける。
 - ・状況の変化に応じて、適宜報告する。
4. 学校医の意見に基づいた事後措置 (校長)
 - ・健康診断 ・出席停止
 - ・臨時休業 ・消 毒
5. 保護者への事情説明及び指導・協力の依頼 (校長・教頭)
 - ・定期外健康診断が実施される場合は、保護者に文書で協力依頼。
 - ・必要に応じて説明会の開催
6. 児童への説明及び指導 (担任・主幹)
 - ・人権やプライバシーに十分配慮し、誤解や偏見差別、いじめなどの問題行動が生じないように指導する。
7. 事後指導 (全教職員)
 - ・原因究明と原因の除去
 - ・正しい予防対策や予防方法を周知する。
 - ・保健学習や保健指導を行い、児童への予防教育を行う。

7. 火災発生の場合の対応



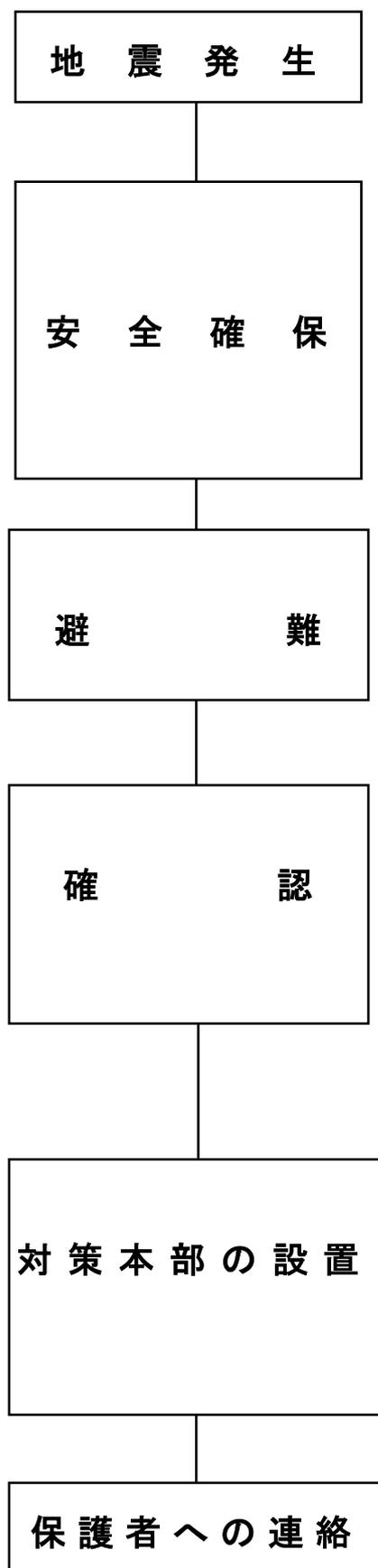
1. 火災を発見したら
 - ①近くの火災報知器のベルを押す
 - ②職員室へ連絡する。
 - ・いつ
 - ・どこで
 - ・どの程度
2. 校長の判断に基づいた避難指示
(教頭・主幹・職員室に居合わせた教職員)
 - ①緊急一斉放送で指示する
 - ・火災場所
 - ・風向きと避難場所
 - ・避難経路
 - ②放送の機能がマヒしている時は、職員室にいる職員が分担して伝達する。
 - ③状況により、消防署に通報する。
3. 避難指示

【授業時】 ①授業を中止し、緊急放送を聞く

②授業者は、放送の指示により児童を避難させる

【休憩時】 ①通報と同時に、教師は教室・児童のいる場所にかけて、児童を避難させる
4. 避難後、児童の人員確認及び報告
担任 → 校長
5. ケガ人がいる場合の応急措置及び状況により救急車の要請（養護教諭）
6. 初期消火活動
 - ・重要書類の搬出
 - ・関係機関への連絡
7. 教育委員会の指示を受けた事後処置
 - ・児童への指導（担任）
 - ・教職員への指導（校長）
 - ・教育委員会・関係機関への報告（校長）
8. 消防署への協力
 - ・原因の究明と今後の対応

8. 地震発生の場合の対応



1. 放送の指示による冷静な行動<1次避難>

※教室、特別教室等

- ・騒がない ・窓や壁から離れる
- ・勝手に外に出ない ・机の下に潜り脚をつかむ
- ・座布団等で頭部を保護 ・使用中の火を消す
- ・火気、電源の使用を止める
- ・転倒の恐れのある物から離れる
- ・体育館では中央付近に集合、低い姿勢

※屋 外

- ・グラウンド中央付近に集め座らせる
- ・固定遊具、建物などに近寄させない

2. 避難を指示<2次避難>

※短く大きな声で明確に指示する

- ・低学年には心の安定を図る言葉がけ
- ・動揺している児童・負傷者・障がい者への配慮
- ・学用品は持ち出さない

3. 避難後の安全確保

※直ちに人員点呼し、校長に報告

※負傷者がいる場合は応急処置をし、状況により
救急車を要請する等の確に対応する

※火災や津波などの二次災害の恐れのある場合は災害本部の指示に従い、第2次避難所（小樽公園頭誠塔）へ誘導する。<3次避難>

4. 教育委員会の指示を受けた対策本部の設置 (災害状況による)

※避難所での対応について

※被害状況の把握

※情報収集

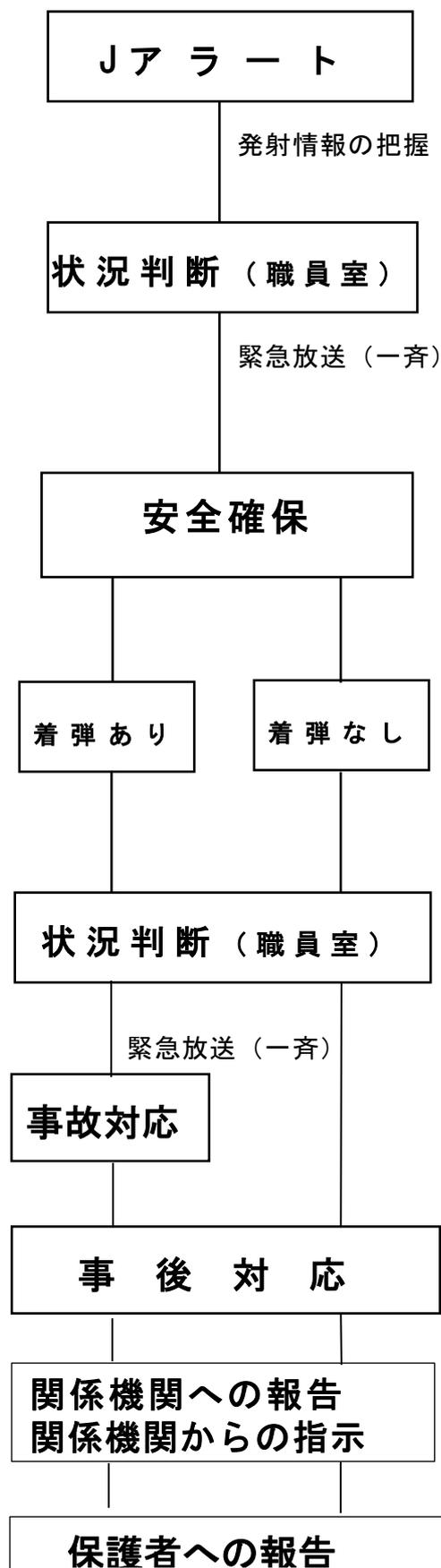
※市教委・関係機関（団体）との対応

※避難所の運営について

5. 保護者への連絡及び引き渡し

※安心・安全メールの活用

9. 校舎内におけるミサイル発射の対応



1. Jアラートが配信されたら

①配信内容の把握

- ・発射場所
- ・発射方向
- ・到達予想時刻
- ・着弾予想場所

2. 校長の判断に基づいた安全確保指示 (教頭・職員室に居合わせた教職員)

- ①緊急一斉放送で指示する。
- ・ミサイル発射の事実
- ・安全確保
- ②放送の機能がマヒしている時は、職員室にいる職員が分担して伝達する。
- ③教育委員会からの指示を待つが、安全確保のための指示は迅速にだす。

3. 安全確保

【授業時】①授業を中止し、緊急放送を聞く。

- ②授業者は、放送を受けて児童に安全確保のための行動を指示する。
 - ・廊下側に机を寄せる。(窓から遠ざける)
 - ・机の下に入り待機する。
 - ・窓とカーテンをしめる。

【休憩時】①教師は教室・児童のいる場所にかけて、児童に安全確保のための行動を指示。

4. 状況判断・緊急放送

- 「～に着弾しました。換気扇をとめ、窓に目張りをして待機を続けなさい。」
- 「別の場所に落下しました。今回発射されたミサイルの危険はなくなりましたが、次に発射された場合に備えなさい。」

5. 事故対応

- ①被害状況の把握：職員室にいる職員が把握をする。
- ②校長への報告を受けて事故対応決定
 - ・ケガ人がいる場合の応急措置及び状況により救急車の要請
 - ・初期消火活動
 - ・重要書類の搬出
 - ・関係機関への連絡

6. 事後対応

- ①児童の心のケアを最優先する。

7. 教育委員会への報告・教育委員会からの指示を受けた事後処置

- ・児童への指導(担任)
- ・教職員への指導(校長)
- ・教育委員会・関係機関への報告(校長)

8. 保護者への報告(付近への着弾時のみ)

- ①安心・安全メールで全保護者に報告
 - ・被害の有無
 - ・学校の対応
 - ・下校の仕方

ミサイル発射（登校前）の対応

1. Jアラートが配信されたら

- ①安心・安全メール配信（校長、教頭、教務主任）※校務用PC又は携帯から配信
 - ・自宅待機及びJアラート解除後に登校するよう指示（遅刻扱いはしない）
- ②児童登校後
 - ・欠席状況の確認及び保護者への連絡、確認、情報共有
- ③心のケア
 - ・担任、養護教諭、必要に応じてSC派遣要請

ミサイル発射（登校途中）の対応

1. Jアラートが配信されたら

- ①安心・安全メール配信（校長、教頭、教務主任）※校務用PC又は携帯から配信
 - 同時に、職員による児童の安全確保行動
 - ・登校前の児童は自宅待機の指示
 - ・すでに自宅を出ている児童については、近くの安全な場所（頑丈な建物・子ども110番の家等）に避難する。また、職員が見守り配置場所に移動し、登校中の児童を校舎へ誘導する。
- ②Jアラート解除後に登校（遅刻扱いはしない）
 - ・欠席状況の確認及び保護者への連絡、確認、情報共有
- ③心のケア
 - ・担任、養護教諭、必要に応じてSC派遣要請

ミサイル発射（下校時）の対応

1. Jアラートが配信されたら

- ①安心・安全メール配信（校長、教頭、教務主任）※校務用PC又は携帯から配信
 - 同時に、職員による児童の安全確保行動
 - ・学校近辺で確保できる児童は学校への避難指示
 - ・すでに自宅近辺に移動した児童は、職員が見守り配置場所に移動しつつ、慌てず、交通事故等に気を付け自宅に避難するよう指示。
- ②Jアラート解除後に下校
 - ・安心・安全メールで下校開始したこと及び児童が帰宅しない場合は、保護者から学校へ連絡するよう配信
- ③心のケア
 - ・担任、養護教諭、必要に応じてSC派遣要請

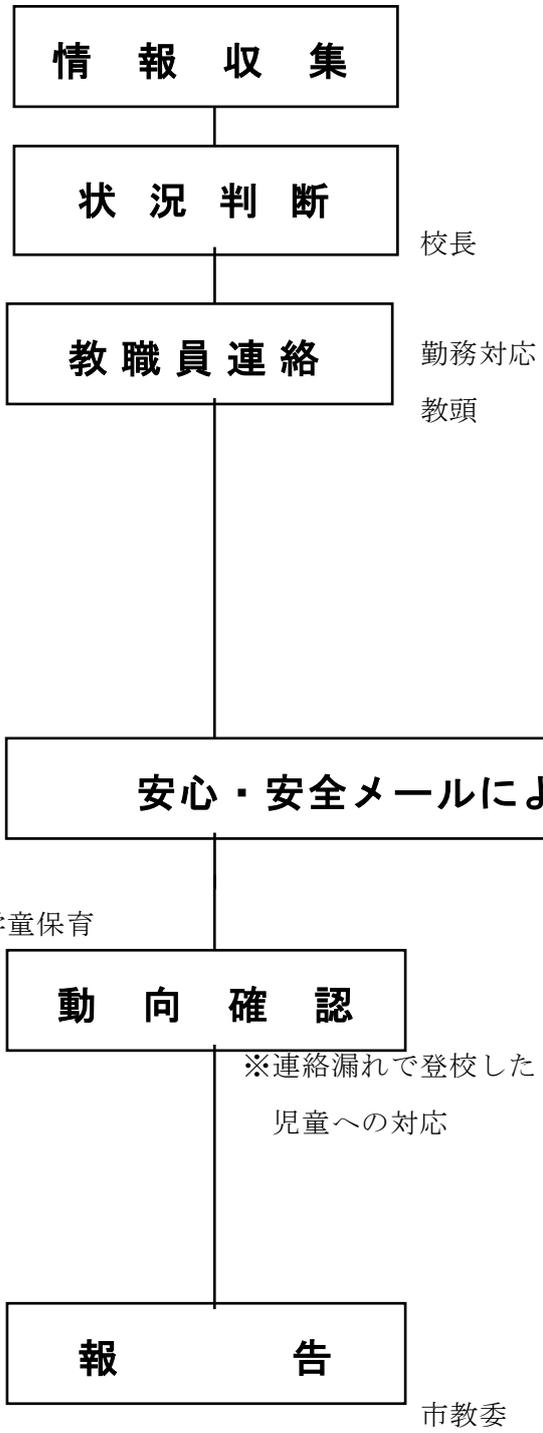
Jアラート解除後（登下校・放課後等）の対応

1. Jアラート解除後の登下校、放課後、休日等において

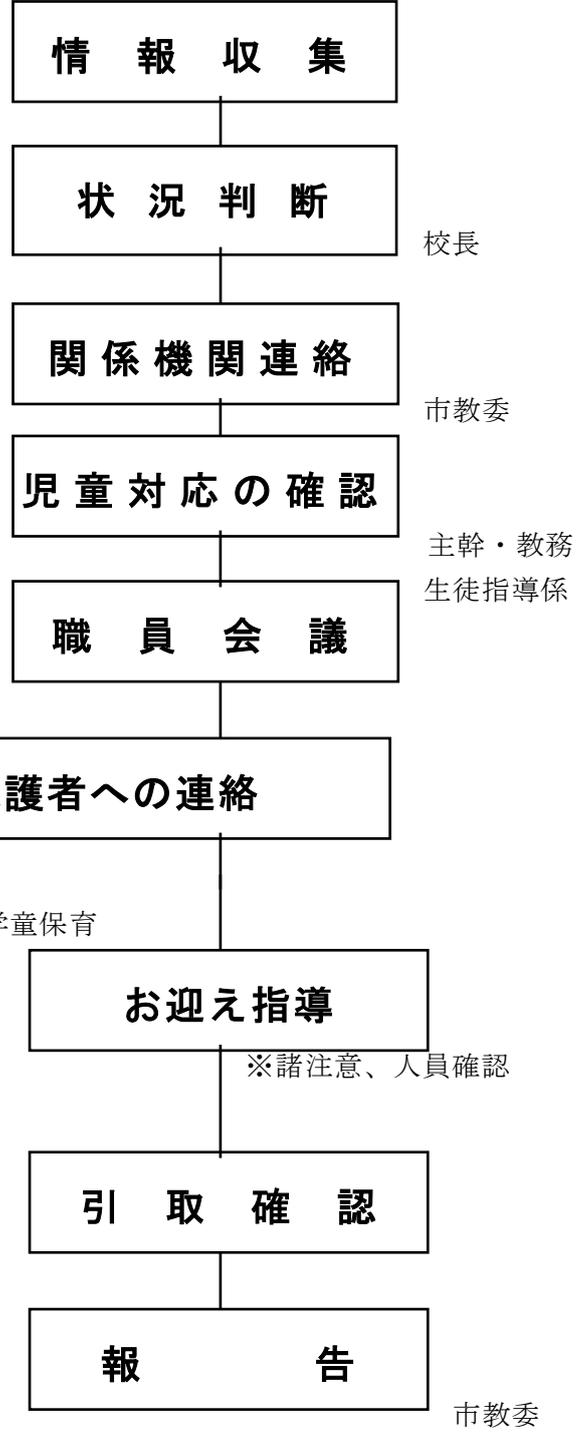
- ①万が一、落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らず、警察・消防に連絡するよう指導

10. 自然災害（台風・吹雪・大雪）への対応

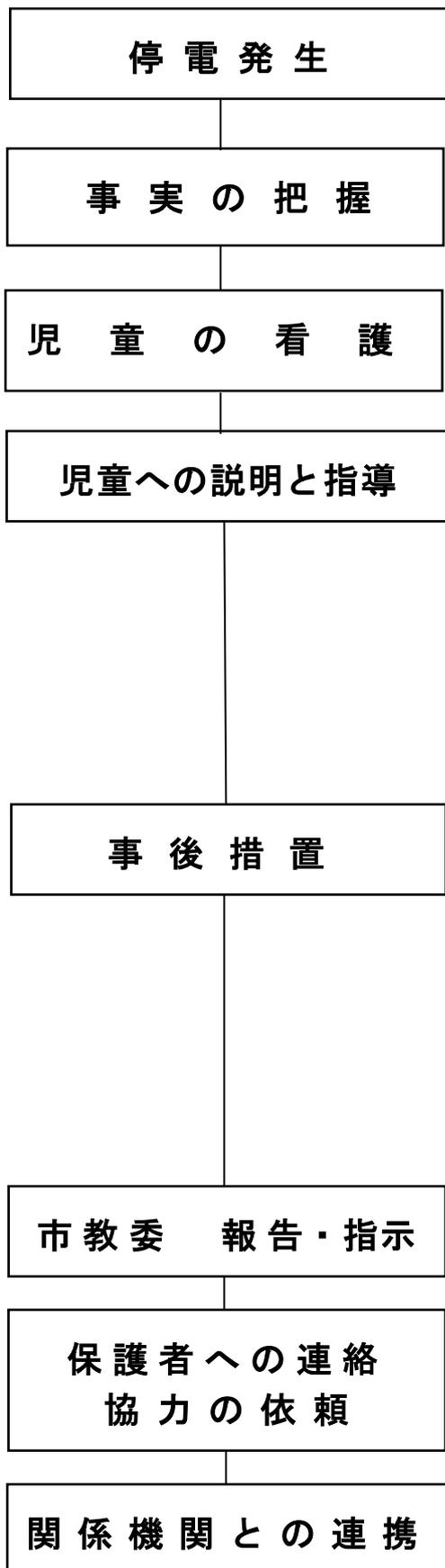
臨時休業・時差登校



保護者引取下校



11. 長期停電時の対応



1. 停電発生

2. 事実の把握

(教頭・職員室に居合わせた教職員)

- ① パソコンや手回しラジオ等で把握する。
 - ・原因
 - ・停電地区
 - ・復旧見通し

3. 児童の看護

- ① 授業者は教室で児童に付き添い、不安にさせないようケアにあたる。

4. 校長の判断に基づいた児童への指導指示

- ① 指導内容を検討する。
 - ・水の節約 (飲み水・トイレ)
 - ・使用トイレ (1・2階を使用)
 - ・体温の保持 (服の着用) 等
- ② 指導内容を伝達する。
 - ・職員室にいる職員が分担して各学級に伝達をして回る。

5. 校長の判断に基づいた事後措置指示

- ① 事後措置の内容を検討する。
 - ・非常時 (長期停電時) 発電機作動
 - ・学校保管の発電機と暖房機使用
 - ・下校の対応
 - ・職員の勤務 等
- ② 指示内容を伝達する。(必要に応じて)
 - ・職員室にいる職員が分担して各学級に伝達をして回る。

6. 教育委員会 報告・指示

- ① 学校の対応等を報告する。
- ② 指示を受けて事後対応にあたる。

7. 保護者への連絡

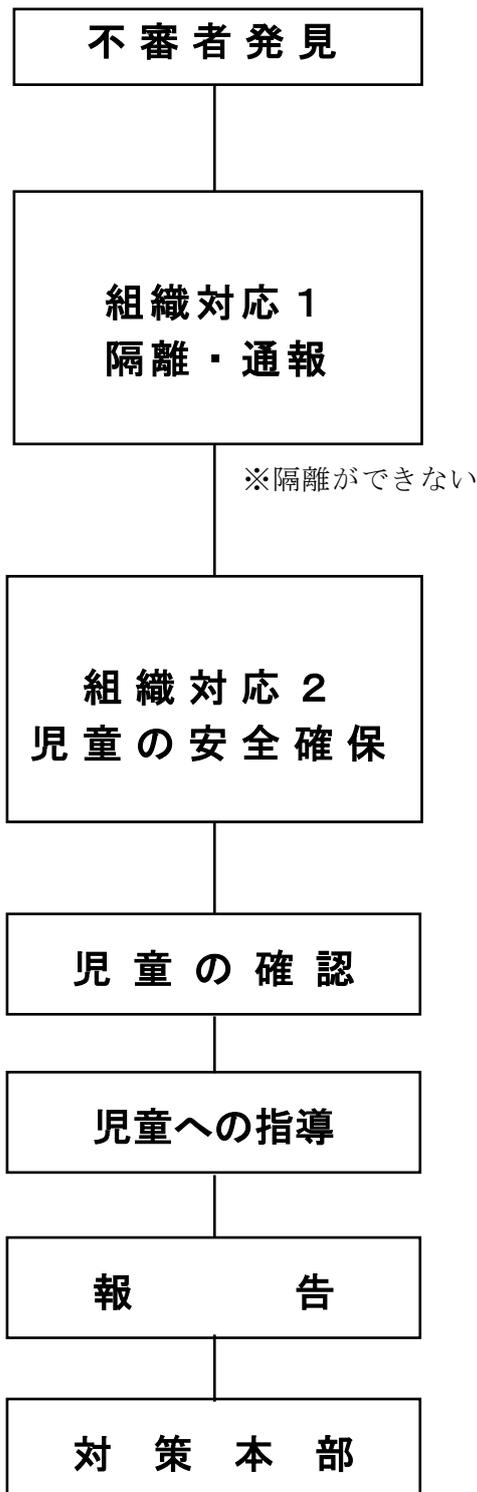
- ① 学校の対応を安心安全メールで連絡
 - ・下校時刻
 - ・下校体制 等

8. 関係機関との連携

- ① 避難所開設
 - ・指示を受けて協力する。

12. 校舎内不審者侵入への対応

※日中の部外者入口（玄関）は、窓口（事務スペース）在室者が監視し、素早く対応する。



1. 来校者の確認.

※事務スペース在室者で来校者の確認
(不在の場合は職員室インターホンによる対応)

2. 緊急指示発令

※不審者と判断した場合は、校長の判断に基づいて
避難を指示 → 緊急放送「先生方に・・・」

- ・警察への通報、市教委に支援要請
- ・さすまたをもって複数の教師による急行
(暴力行為抑制・退去説得)

3. 緊急指示避難発令

※不審者侵入時の緊急放送（暗号）による対応
【授業時】教室施錠、バリケード（木の棒で固定）
【休憩時】安全が確保できる場所に避難誘導

- ・警察到着までの防御（被害拡大防止）
- ・移動阻止 ・教職員の連携
- ・児童の掌握 ・警察による保護

4. 負傷者の有無確認

- ・119番通報 ・救急車到着までの応急手当

5. 指導とケア

- ・児童への説明、指導及び心のケア（CS派遣依頼）
- ・保護者への引き渡し下校（待機訓練の活用）

6. 報告

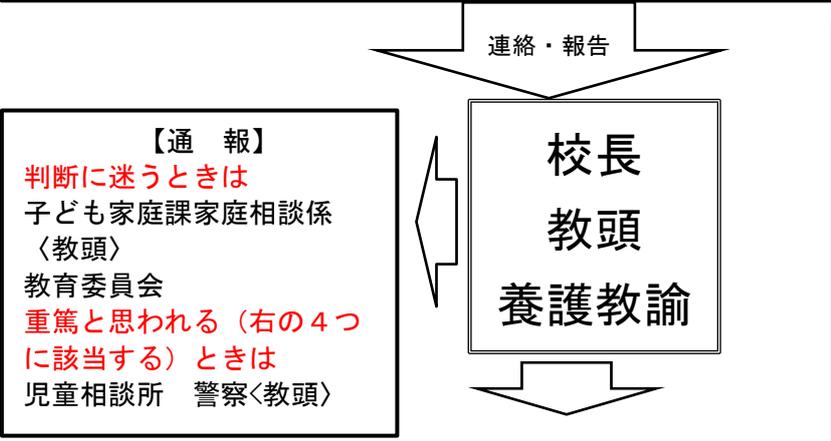
- ・市教委への報告、関係機関への報告（校長）

7. 事後措置

- ・情報整理、提供 ・保護者等への説明
- ・心のケア（CS派遣依頼） ・教育再開準備
- ・再発防止対策実施 ・報告書の作成
- ・災害共済の給付等請求

13. 児童虐待への対応（虐待を疑うまたは相談を受けた際）

児童虐待発見者・相談を受けた職員



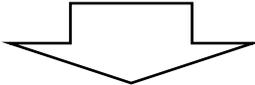
- 【身体的虐待】**
児童生徒の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加える行為
殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
- 【性的虐待】**
児童生徒にわいせつな行為をする行為、またはわいせつな行為をさせる行為
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
- 【ネグレクト】**
（養育の放棄・怠慢）：児童生徒の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食・血色、長時間の放置等、保護者としての監護を著しく怠る行為
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 【心理的虐待】**
児童生徒に対する著しい暴言または著しく絶望的な対応、児童生徒が同居する家庭における配偶者に対する暴力等、児童生徒に著しい心理的外傷を与える言動を行う行為
言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

児童生徒本人からの聴取について（生徒指導提要より）

教員などが児童虐待の内容の詳細を聴取することは、原則として避けるべきだと考えられています。その理由は大きく二つあり、一つ目は、子供にいろいろ聞くことで、子供は虐待のつらい記憶を呼び覚まされ、そのことが子供を再び傷つけ、回復に悪影響を与える可能性が生じるからです。二つ目は、児童虐待の有無を争う事例が増え、例えば保護者からの分離を行うために一時保護や施設入所などを行う際に、親権者が反対するので家庭裁判所で審判する場合や、保護者の虐待行為を犯罪として起訴する場合などへの影響が考えられます。

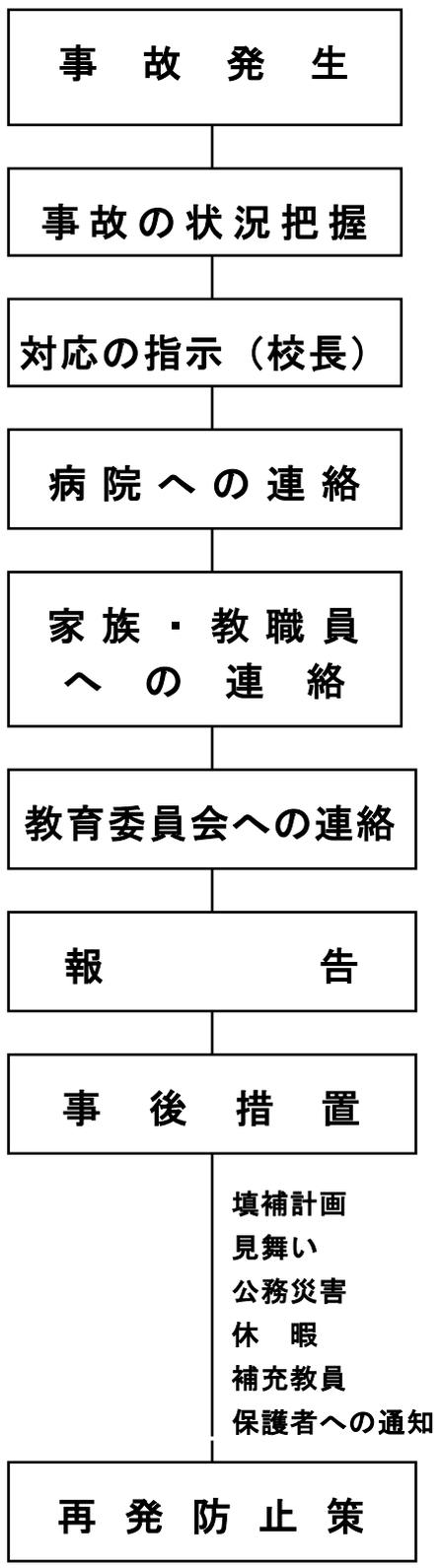
専門性が必要な繊細な事実の聴取について、教員などが根掘り葉掘り先に聞いてしまうということが、かえって子供を傷つけ、子供を法的に守られなくすることにつながる可能性があるということに留意しなければなりません。そのため、傷の理由を聞く場合には、「その傷はどうしたの」と聞く程度にとどめ、虐待であるか否かや、加害者を特定するといった聞き方は避けて、速やかに通告することが必要です。

校長・教頭	担任	養護教諭
①児童生徒の身体の確認 ②当該児童生徒からの事情聴取 ③関係機関への報告・相談 ④必要なとき、家庭訪問の実施 ⑤児童相談所への通告	①家庭状況の把握 ①当該児童生徒からの事情聴取 ②管理職への報告 ③必要なとき、家庭訪問の実施	①児童生徒の身体の確認 ②当該児童生徒からの事情聴取 （担任との連携）



校長・教頭	担任	養護教諭
①関係機関との連携 ②当該児童生徒の状況確認 ③保護者との連携	①当該児童生徒の心のケア ②管理職への報告	① 当該児童生徒の心のケア ②管理職への報告

14. 教職員の負傷事故への対応



1. 一緒にいた教師の負傷者の応急処置
 - ① 応急処置
 - ② 場合によっては救急車を
 - ③ 医師による診療治療

2. 状況把握
 - ① 校長・教頭と一緒に居合わせたものから事情聴取を行い、状況を把握
 - ② 公務によるものか否かの確認

3. 校長への報告及び指示

職員 → 教頭 → 校長

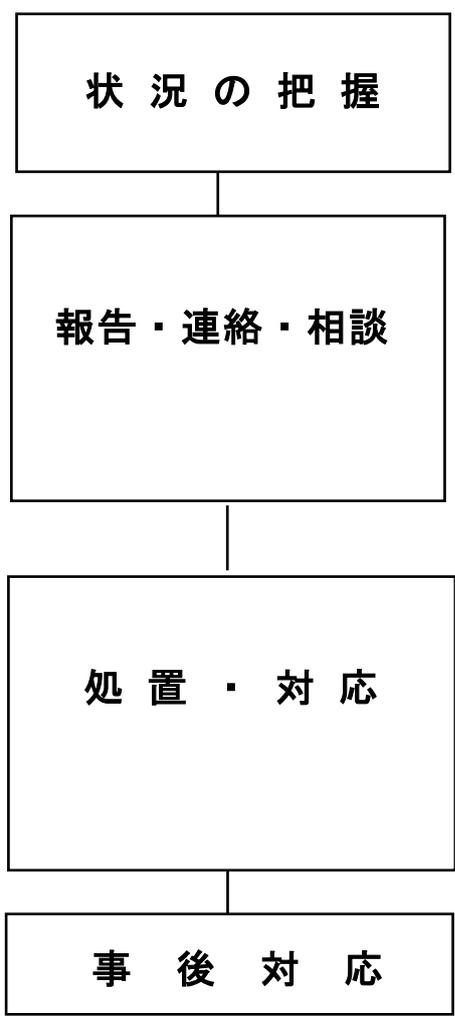
4. 関係機関への連絡
 - ① 学校医または病院と連絡（教頭）
 - ② 教育委員会へ連絡及び指示（校長）
 - ③ 家族及び関係学年等への連絡

5. 報告書の作成及び報告（教頭・校長）

6. 事後措置
 - ① 填補（てんぽ）計画の作成
 - ② 見舞い、諸連絡の綿密化
 - ③ 公務災害時の療養補償請求書を作成及び提出（事務・教頭）
 - ④ 休暇手続き（教頭）
 - ・ 休暇の手続き
 - ・ 補充教員の手続き
 - ⑤ 保護者に事情を文書説明

7. 再発防止に向けた取組

15. 爆破予告への対応



1. 電話（手紙）を受けた職員は、直ちに管理職へ
※不審電話（相手の性別、年齢、特徴を把握）
校地内に来客などが入らないように。
2. 通報
 - ・管理職は警察へ通報、指示を受ける。
必要に応じて消防に連絡する。
 - ・全教職員に状況説明、教職員が児童を安全な場所に避難させる。
※不審な物、見慣れない物には触れさせない。
 - ・避難後、名簿による児童の確認、校舎内に児童が残っていないかを確認する。
3. 保護者への対応
 - ・事故発生及び状況について、連絡する。
4. 警察との連携
 - ・警察到着後、指示に従い、捜査協力をする。
※配置図、案内者の決定、事情聴取、不審物情報
 - ①不審物発見→警察の指示、避難場所確定、安全の確保、下校方法・保護者への引き渡し確認、消防所等関係機関への連絡、爆発物処理後授業の再開時期の決定、文書により保護者へ連絡
 - ②不審物未発見→警察の見解から授業再開の決定
文書により保護者へ連絡
 - ③爆発発生時→点呼、安否確認、被害状況の確認
負傷者の手当と救急車要請、医療機関への搬送
死傷者リスト作成、負傷者の搬送先を確認し、保護者へ連絡、校舎の被害状況の確認、安全に下校させる。できるだけ保護者に引き取ってもらう。

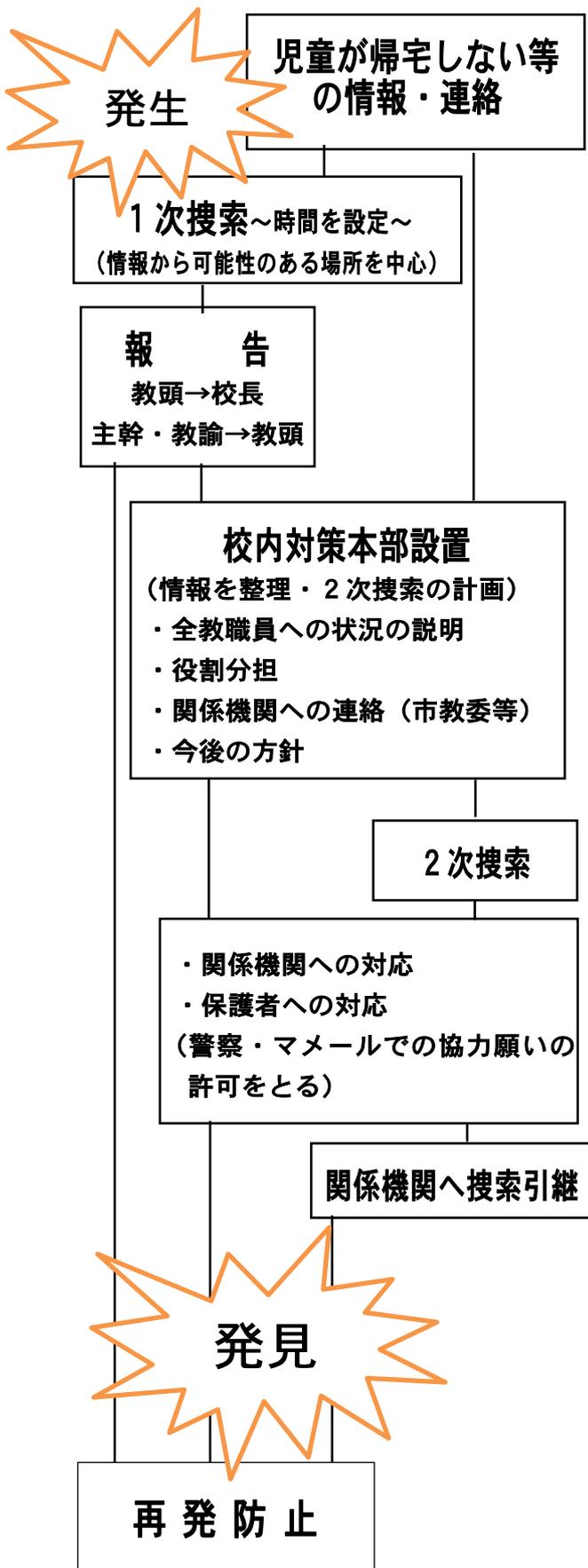
5. 事後対応
- ・警察や消防の現場検証に協力
 - ・負傷した児童やショックを受けている児童に心のケアを行う。
 - ・教育活動再開に向け、教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧備品の確保、教職員の確保など必要な対策を迅速に行う。

※マスコミの対応窓口は教頭とする。

未然防止ポイント

- ①緊急連絡先（警察 消防 医療機関 関係機関所在地 電話番号）を周知
- ②緊急連絡先を職員室、事務室に掲示
- ③様々な想定避難訓練を行い、児童の緊急避難が迅速にできる指導を行う。

16. 行方不明への対応



1. 速やかに判断し、担任・生徒指導・主幹
教頭・校長へ報告
2. 状況を確認し、1次検索をする
 - ・周辺を探索し、状況を報告
 - ・探索箇所と人員（運転・連絡）を確認
3. 状況の把握、情報収集・整理
 - ・事実関係、状況の確認
 - ・2次検索の計画立案
4. 対策本部設置
 - ・全教職員への概要説明・指導（教頭）
 - ・役割を明確にし、できるだけ迅速に2次検索へ
 - ・探索箇所と人員（運転・連絡）を確認
5. 内容や状況により、教育委員会・関係機関への報告（校長）
6. 担当区域での2次検索
 - ・リアルタイムで情報交換
 保護者への対応（担任・主幹）
 - ・事実関係と原因
 - ・保護者の気持ちも配慮しながら今後の対応について確認（マメール・警察 等）
7. 関係機関への報告～日没時は即警察署へ
 - ・教育委員会 ・警察署 ・その他
8. 発見後、事実確認
 - ・5W1Hの視点で
 - ・関係児童がいる場合は家庭に連絡
 - ・捜索協力をいただいた方に連絡
9. 事故再発防止に向けた取組
 - ・教職員への指導
 - ・児童への指導
(担任・養護教諭・生徒指導係等)

4. 現代的な危機問題に関する対応

○食物アレルギーへの対応

【高島小学校の対応】

1 牛乳パックリサイクルについて

- ・コロナ禍においては、学級内で飲み残しを処理し、ごみ袋に回収する。

2 エピペン及び持参薬の管理・保管について

- ・エピペン及び持参薬については本人が保管をし、場所については本人のカバンの中に統一する。
- ・エピペンの使用に関しては、緊急時に教職員誰もが扱うことができるよう研修を行う。

3 給食時について

- ・お弁当は原則本人が持参し、基本的に教室内に保管する。ただし夏場等は温度環境を考慮し、職員室や冷蔵庫で保管する、保護者が給食時間に合わせて持参するなどの方法を保護者とともに検討する。
- ・食事をする際の体制については、担任の隣で食べる・他の児童とは離れて食べる等、個々の児童の実態に合わせて行う。

4 他の児童への指導について

- ・食物アレルギーについて、からかいやいじめの対象となることがないように、各学年の発達段階に合わせて学級内で正しく指導する。

5 緊急時の対応について

○アナフィラキシーなどの緊急時の対応は次のとおり

- (1) 本人の状態を確認の上、必要と判断した場合は対応できる教職員がエピペンを打つ。
- (2) 職員室から119番し救急車を要請→医療機関搬送
- (3) 当該児童保護者に連絡

○熱中症への対応

【高島小学校の対応】

○暑さ指数（WBGT）計などにより環境を把握するとともに、教室や体育館等の状況を踏まえた熱中症対策の徹底を図る。

1 重症度分類とその処置

○ 重病度分類と必要な処置

重症度Ⅰ度（軽症）
意識がはっきりしている
手足がしびれる
めまい、立ちくらみがある
筋肉のこむら返りがある（痛い）

経過観察
※当日のスポーツには参加しない。

- ・涼しい場所へ避難する。
- ・体を冷やし、水分・塩分を補給する。

※誰かがついて見守り、よくならなければ病院へ。

重症度Ⅱ度（中等症）
吐き気がする・吐く
頭ががんがする（頭痛）
からだがだるい（倦怠感）
意識がなんとなくおかしい

医療機関の受診

- ・速やかに医療機関を受診する。
- ・体を冷やし、水分・塩分を補給する。

※周囲の人が判断し、少しでもおかしいときはすぐに病院へ。

重症度Ⅲ度（重症）
意識がない
呼びかけに対し返事がおかしい
からだがひきつる（けいれん）
まっすぐ歩けない・走れない
からだが熱い

救急車要請

- ・救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却する。

（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

2 職員の熱中症に対する理解促進について

(2) 熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程の内外を問わず適切な熱中症の防止措置をとります。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ・急激な暑さ：季節の変わり目などにおいて、急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・体力、体格の個人差：肥満傾向、体力の低い児童生徒には注意する。 ・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ・暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ・衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ・水分補給：0.1%～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ・休憩のとり方：激しい運動では、30分に1回の休憩が望ましい。

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

3 熱中症の予防措置について

◆ 熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注2)	日常生活における注意事項 (注2)	熱中症予防運動指針 (注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合には中止すべき。	 Point! 様々な指針を基に、学校として基準を定めておくようにしましょう。
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 (注4) は運動を軽減または中止。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

同指針補足 * 乾球温度 (気温) を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より。

(注3) 28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。

(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記ウェブサイトの情報を基に作成

(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

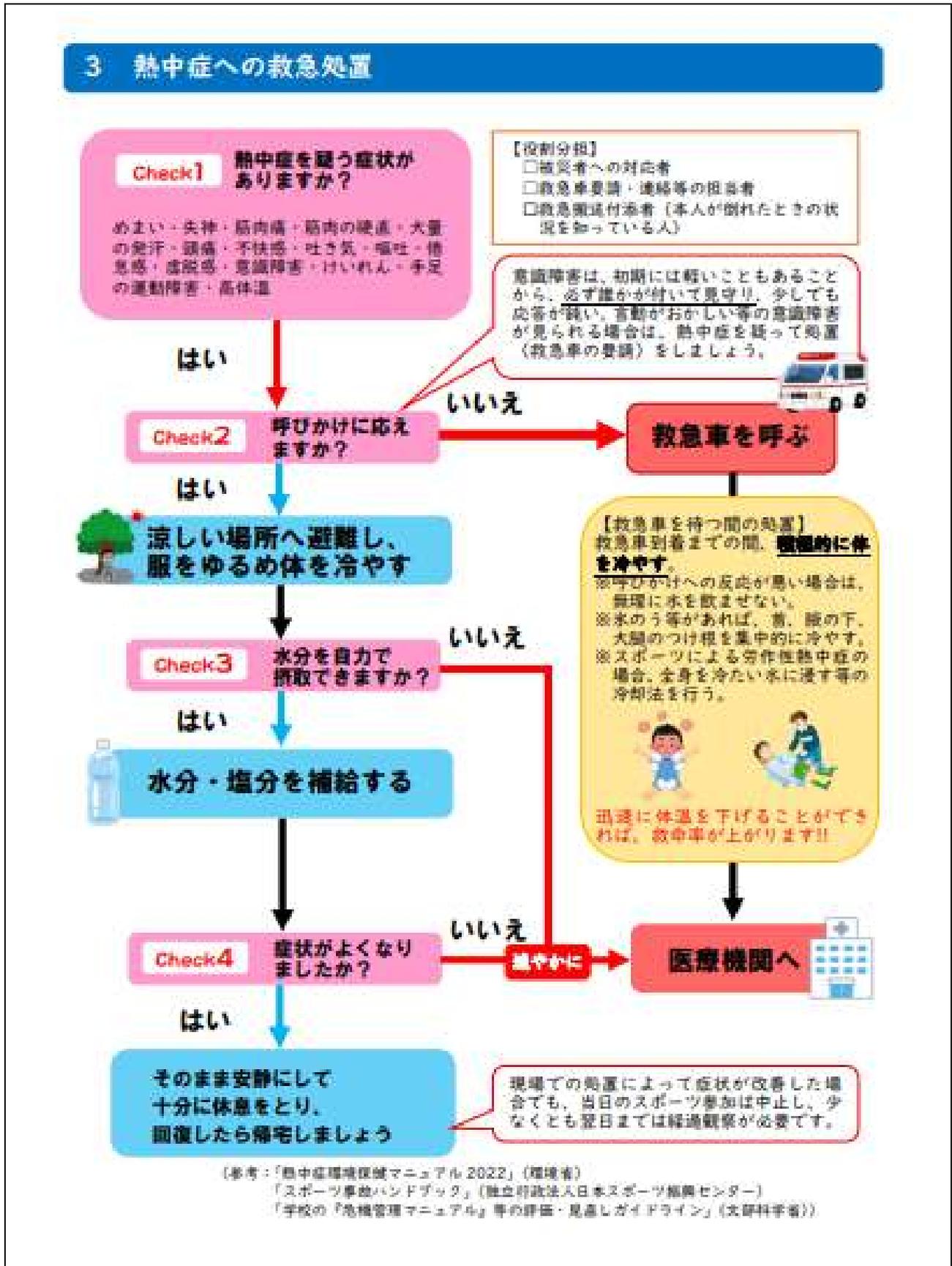
(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

暑さ指数 (WBGT) の数値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>

4 熱中症への救急措置について



水泳学習・危機管理マニュアル

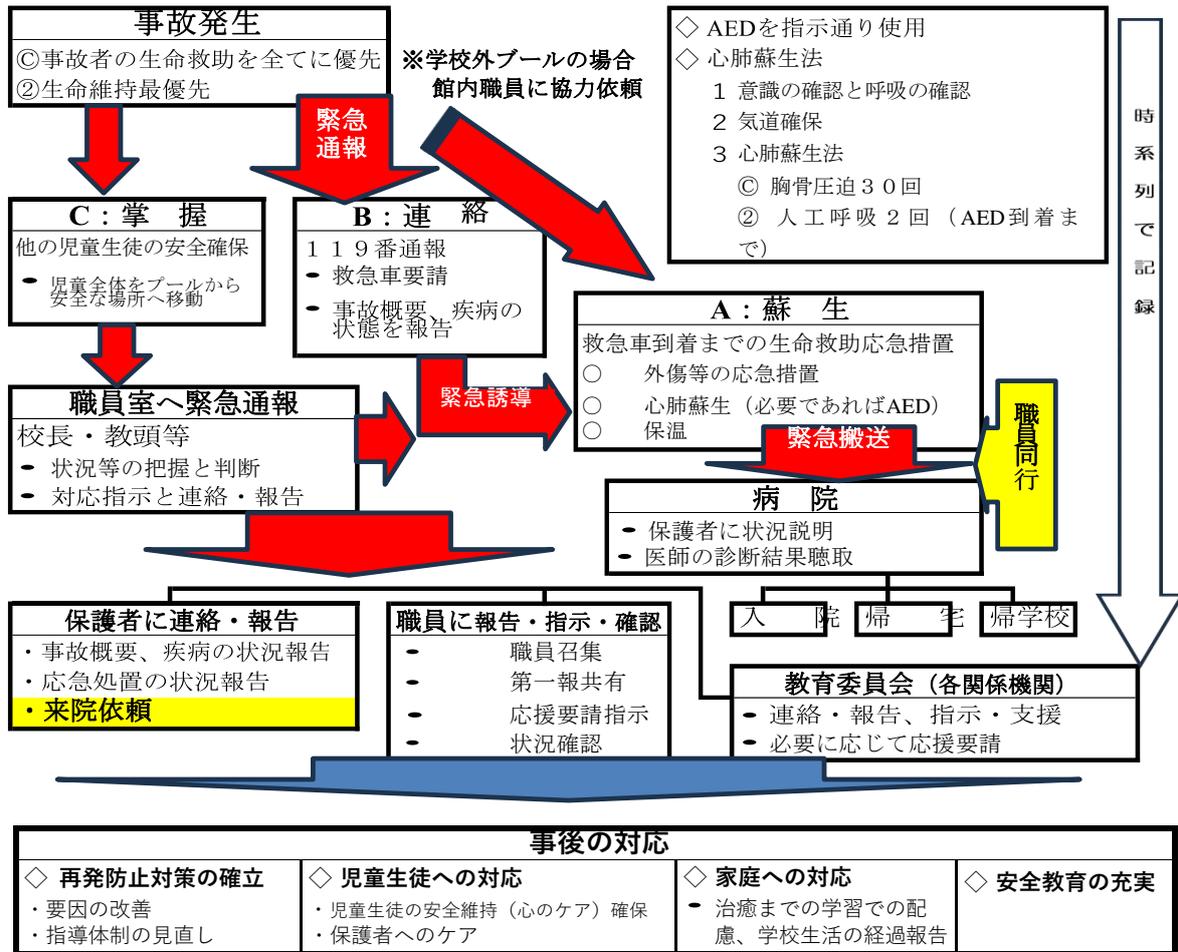
※ **熱中症予防のため**、WBGT31℃以上になった場合は、プール利用を**中止する**。

- ◇ 事前の安全
 - ① 水泳指導の安全に関する学校の対策について、保護者の理解と協力
 - ② 水泳指導の参加が認められない児童生徒や注意を要する児童生徒を把握し、情報共有
 - ③ 事前の破損・危険箇所の点検・整備等を実施（可能であれば、方法・役割も）
- ◇ 児童生徒の健康管理 日頃の健康診断や健康観察を通じて、児童生徒一人一人の健康状態を把握
 - ① 定期健康診断の結果の活用
 - ② 学級担任による健康観察
 - ③ 保健室での健康情報の活用
 - ④ 水泳前の健康管理と指導：十分な睡眠、朝食を食べ、排便をして登校。耳垢掃除、爪切りの確認
 - ⑤ 健康チェックカードの活用
 - ⑥ 入水時の指導内容と注意事項・シャワーの使い方・プールへの入水時（準備運動、入水の際、体の端から中心）
 - ⑦ 水泳中の健康観察 少しでも不調が感じられる場合は、速やかに水泳学習を中止し、迅速適切な措置
- ◇ 授業等における監視 特に、注意を要する児童生徒が入水する場合は、教職員を増やし安全管理の徹底
 - 監視の基本
 - ① 常に水泳中の児童生徒を見渡し、監視を怠らない。水底にも視線を向ける。
 - ② 指導中は、教職員全員が入水して指導することが無いようにする（必ず1名は、プールサイド上で監視）
 - ③ 「パディシステム」等を用いて、随時、人数確認を行う。
 - ④ 付き添いが必要な児童生徒が遊水する場合、必ず該当児童生徒の担当者を決め、傍を離れることをしない。
 - ※ **主な留意事項**
 - ① 教職員全員が水着を着用し、常にホイッスルを携帯する。
 - ② AED・メガフォンの配置場所を確認する。
 - ③ 静止状態・水中に潜ったままやうつ伏せになった児童生徒がいないことを確認し、異常がある場合は速やかにプール内に入水し、現状を確認する。
 - ④ プール内、プールサイドでの危険な行為を発見した場合、速やかに注意・指導を行い、危険行為を中止させる。
- ◇ 注意を要する児童生徒 障がいのある児童生徒、呼吸器疾患など制約される児童生徒は、指導に当たって十分配慮
 - **基本的な事項**
 - ① 水泳キャップを目立つものにするなど、指導中の見落としが無いようにする。
 - ② 体格や泳力に応じて、補助具をつけさせるなど、安全に活動できるようにする。
 - ※ **主な注意事項**
 - ① 注意を要する児童生徒には、全職員が情報共有し、参加状態の確認、指導の前後、水中でも健康観察を徹底する。
 - ② 指導に当たっては、保護者・養護教諭・学校医との連携を密にして対応に当たる。

水泳学習 緊急時対応

最小でも3人体制での指導

A：蘇生・B：連絡・C：掌握の役割

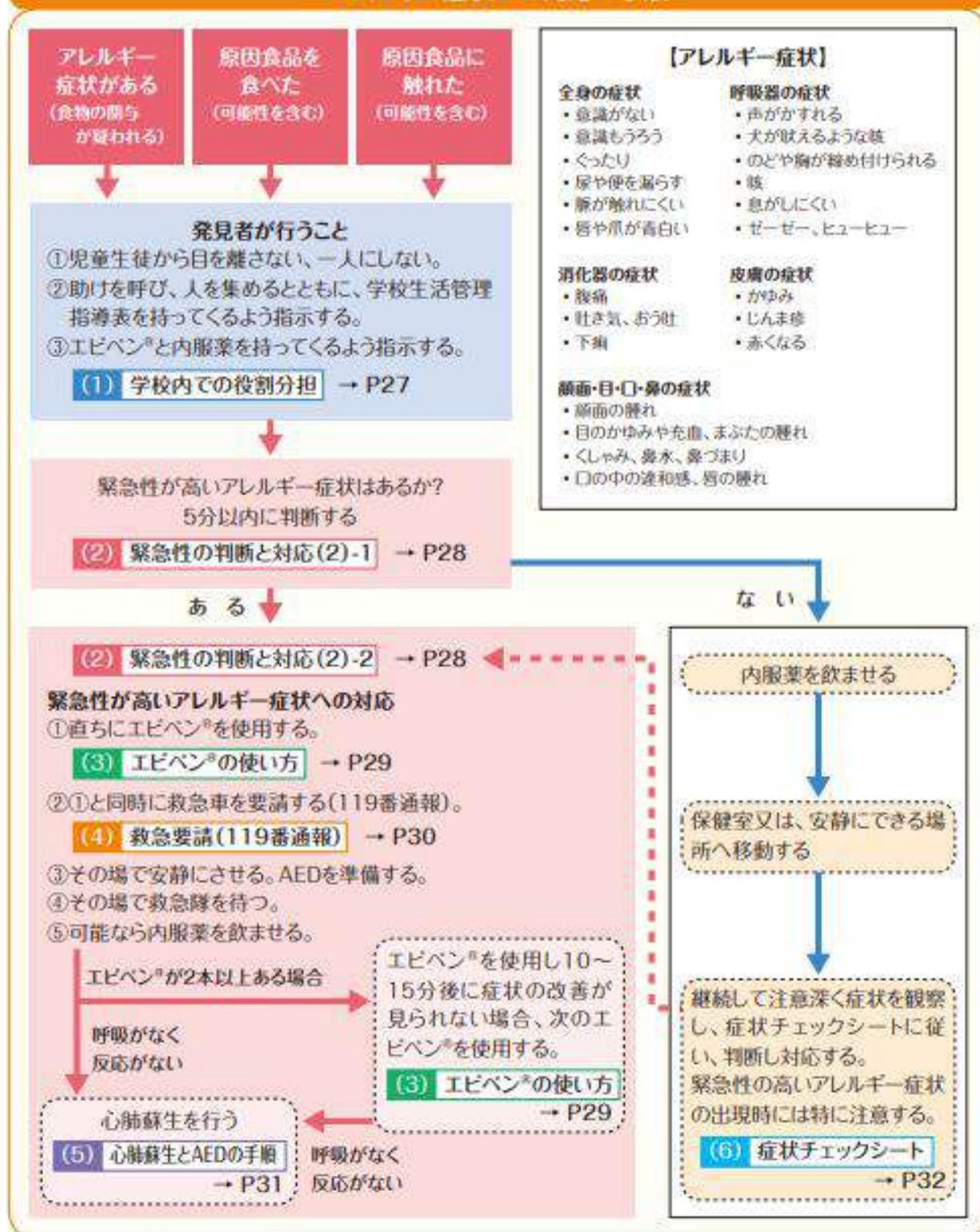


Ⅳ 緊急時の対応

食物アレルギー等、アレルギー症状への対応に当たっては、特定の教員に任せずに、学校全体で組織的に対応することが重要です。

こうしたことから、次に示す「アレルギー症状への対応の手順」などを参考に、学校の状況に応じた実践可能なマニュアルを作成するなどして、緊急時の対応について整備する必要があります。

アレルギー症状への対応の手順

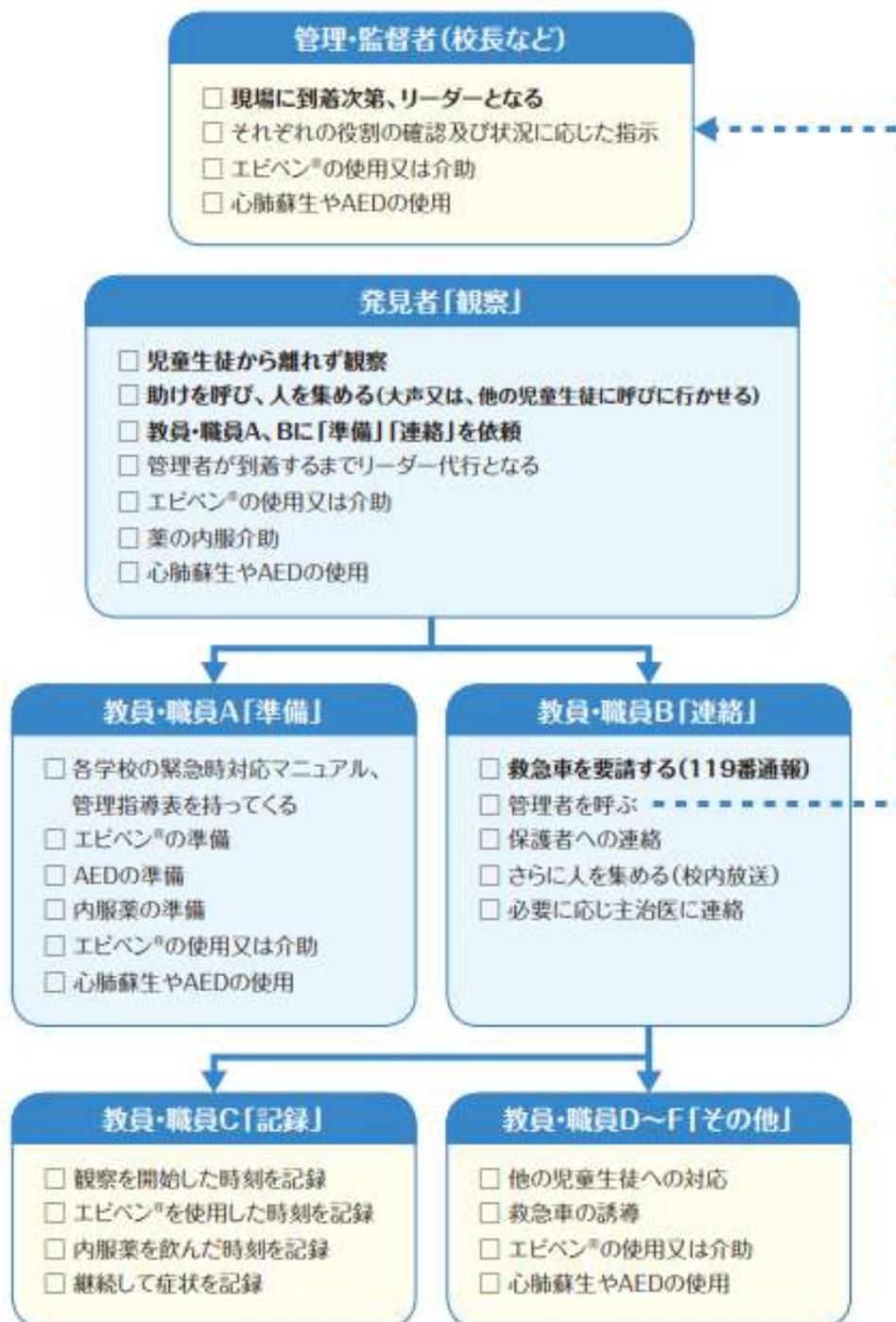


(1)

学校内での役割分担

Point

- ・各々の役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行う。
- ・学校生活管理指導表やエビベン[®]、内服薬、AED等が確実に使用できるよう保管場所を確認しておく。



(2)

緊急性の判断と対応

Point

- アレルギー症状があったら、5分以内に判断する。
- 迷ったらエビベン[®]を打ち、直ちに119番通報をする。

(2)-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでも当てはまる場合

ない場合

(2)-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- 直ちにエビベン[®]を使用する。
⇒ (3) エビベン[®]の使い方 → P29
- ①と同時に救急車を要請する(119番通報)。
⇒ (4) 救急要請(119番通報) → P30
- その場で安静にさせる(下記の体位を参照)。
立たせたり、歩かせたりしない。AEDを準備する。
- その場で救急隊を待つ。
- 可能なら内服薬を飲ませる。
■ エビベン[®]を使用し、10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエビベン[®]を使用する(2本以上ある場合)。
■ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う。

⇒ (5) 心肺蘇生とAEDの手順 → P31

内服薬を飲ませる。

保健室又は、安静にできる場所へ移動する。

継続して注意深く症状を観察し、症状チェックシートに従い、判断し対応する。緊急性の高いアレルギー症状の出現時には特に注意する。

(6) 症状チェックシート → P32

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、仰向けで足を15～30cm高くする。

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向けろ。

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし、後ろに寄りかからせる。※転倒に注意

※エビベン[®]や内服薬を処方されていない(持参していない)人への対応が必要な場合は、「エビベン[®]使用」や「内服薬を飲ませる」の項を飛ばして、次の項に進んで判断する。

(3)

エピペン®の使い方

Point | それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う。

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け、エピペン®を取り出す。

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ。
“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す。

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽く当て、“カチッ”と音がするまで強く押し当ててそのまま5つ数える。注射した後、すぐに抜かない! 押しつけたまま5つ数える!

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する。
伸びていない場合は、④に戻る。

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、マッサージする。

※ 介助者がいる場合



介助者は、児童生徒の**太ももの付け根と膝をしっかり抑え**、動かないようにする。

※ 注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる。
- 太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中(Ⓐ)よりやや外側に注射する。

【仰向けの場合】



【座位の場合】



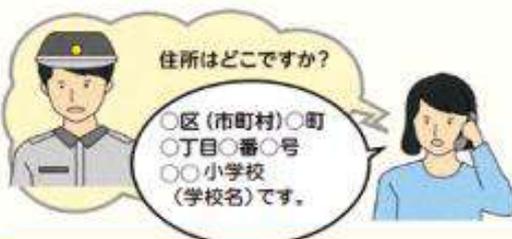
(4)

救急要請(119番通報)

Point | ・あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える。



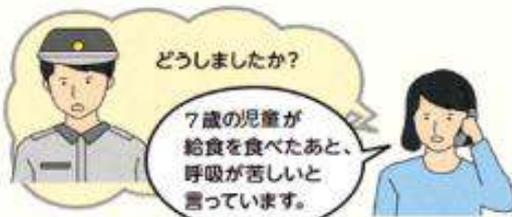
① 救急であることを伝える。



② 救急車に来てほしい住所を伝える。
※学校名、住所をあらかじめ記載しておく。

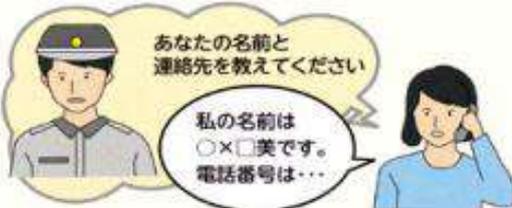
(学校名)

(住所)



③ 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を分かる範囲で伝える。

※学校生活管理指導表に基づき、エビベン®の処方やエビベン®の使用の有無を伝える。
※持病や主治医等について尋ねられることもあるので、分かるようにしておくことよい。



④ 通報している人の氏名と連絡先を伝える。

※119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える。
※救急車を誘導する職員を校門へ向かわせる。

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある。

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておくこと。
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞くこと。

(5)

心肺蘇生とAEDの手順

Point

- ・強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を行う。
- ・救急隊が引き継ぐまで、又は児童生徒に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで、心肺蘇生を続ける。

① 反応の確認

- ・肩を叩いて大声で呼びかける。
- ・幼児では足の裏を叩いて呼びかける。

反応が
ない

② 通報

- ・119番通報とAEDの手配を頼む。

③ 呼吸の確認

- ・10秒以内で胸とお腹の動きを見る。

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

④ 必ず胸骨圧迫! 可能なら人工呼吸!

30:2(胸骨圧迫:人工呼吸)

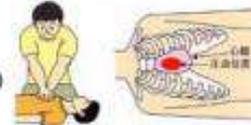
- ・直ちに胸骨圧迫を開始する。
- ・人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う。

⑤ AEDのメッセージに従う

- ・電源ボタンを押す。
- ・パッドを貼り、AEDの自動解析に従う。

【胸骨圧迫のポイント】

- ※強く(胸の厚さの約1/3)
- ※速く(少なくとも100回/分)
- ※絶え間なく(中断を最小限にする)
- ※圧迫する位置は「胸の真ん中」



【人工呼吸のポイント】

- 息を吹き込む際
- ※約1秒かけて
- ※胸の上がりが見える程度



【AED装着のポイント】

- ※電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する。
- ※電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等で拭き取る。
- ※6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る、なければ、成人用電極パッドで代用する。



【心電図解析のポイント】

- ※心電図解析中は、児童生徒に触れないように周囲に声をかける。



【ショックのポイント】

- ※誰も児童生徒に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す。



※電極パッドの使用期限、バッテリーのチェックを定期的に行う。

(6)

症状チェックシート

Point

- ・症状は、急激に変化することがあるため、継続して、注意深く症状を観察すること。
- ・ の症状が1つでも当てはまる場合、エビベン®を使用すること。
(内服薬を飲んだ後にエビベン®を使用しても問題ない)

対象児童生徒名 _____

観察を開始した時刻(___時 ___分) 内服した時刻(___時 ___分) エビベン®を使用した時刻(___時 ___分)

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

消化器の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1~2回のおう吐
- 1~2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

上記の症状が1つでも当てはまる場合

1つでも当てはまる場合

1つでも当てはまる場合

- ①直ちにエビベン®を使用する。
- ②①と同時に救急車を要請する(119番通報)。
- ③その場で安静を保つ(立たせたり、歩かせたりしない)。AEDを準備する。
- ④その場で救急隊を待つ。
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる。

(2) 緊急性の判断と対応(2)-2
→ P28

直ちに救急車で医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、直ちにエビベン®を準備する。
 - ②速やかに医療機関を受診する(救急車の要請も考慮)。
 - ③医療機関に到着するまで、継続して症状の変化を観察し、 症状が1つでも当てはまる場合、エビベン®を使用する。
- 速やかに医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる。
- ②少なくとも1時間は継続して症状の変化を観察し、症状の改善が見られない場合は、医療機関を受診する。

安静にし、注意深く経過観察

熱中症 補足資料

熱中症対策に係る重点項目チェックリストについて

【資料2】

学校における熱中症対策に係る重点項目チェックリスト

重点項目（体制整備）	Check
<p>○ 熱中症に係る情報収集の手段や学校における暑さ指数（WBGT）を把握する方法が整備されている。</p> <p>例）熱中症予防情報サイト等への登録、暑さ指数（WBGT）の測定及び記録体制の整備 など</p>	
<p>○ 上記により収集した熱中症に係る情報について、全教職員や保護者等に伝達する方法が整備されている。</p> <p>例）校内放送や電子メール等により、暑さ指数（WBGT）等の情報を全教職員及び保護者等に伝達する体制の整備 など</p>	
<p>○ 暑さ指数（WBGT）を基準とした運動や各種行事等の内容の変更、中止・延期の判断基準を設定している。</p> <p>例）暑さ指数に応じた運動や各種行事等の指針の設定、熱中症警戒アラート発表時の対応の設定、中止・延期の判断を伝達する体制の整備 など</p>	
<p>○ 暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針や熱中症警戒アラート発表時の対応などを保護者等と共有している。</p> <p>例）学校だより等による周知、事故発生時の保護者への連絡を確実かつ正確に行う体制の整備 など</p>	
<p>○ 基本的な熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るための校内研修等を実施している。</p> <p>例）熱中症についての理解、暑さ指数（WBGT）に基づく具体的な対応策、熱中症事故発生時の具体的な対応 など</p>	
重点項目（予防）	Check
<p>○ 急に暑くなったときは運動を軽くし、体が暑さに慣れるまでの数日間、休憩を多く取りながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やすようにしている。</p>	
<p>○ 暑くなることが予想される場合、暑い時間帯における体育的活動の回避や運動時間の短縮、運動量を軽減する等の配慮をしている。</p>	
<p>○ 健康観察をとおして児童生徒の健康状態を把握し、体調に応じた指示（運動の軽減、休息等）をしている。</p>	
<p>○ 暑いときには、水分を補給するよう指示し、児童生徒が水分補給をしたことを見届けている。</p>	
<p>○ 暑いときには、軽装（着帽を含む）で活動に取り組むよう指示している。</p>	
<p>○ 運動中に体調が悪くなった場合は無理をせず、自ら運動を辞退するよう指示している。</p>	

6 運動前の体調チェックについて

○熱中症を防止するためには、児童生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する必要があります。体育や部活動の運動前に、「体調チェック表」を基に自分の体調を確認することや、児童生徒同士で互いに水分補給の声かけを行うこと、体調不良を感じた場合には躊躇なく教職員に申し出ることなどについて、児童生徒への指導を行います。

【「体調チェック表」の例】

体調チェック表

次の項目に当てはまる場合は、チェック欄に ✓ 印を記入しましょう。

氏名		記入日	年	月	日 ()
----	--	-----	---	---	-------

チェック欄	確認項目
	睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等）
	朝食を抜くなど、食事をとれていない
	疲れがたまっている
	熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある
	腹痛がある、下痢をしている
	胸の痛み、息苦しさがあがる
	手・足（関節など）に痛みがある
	その他、身体に痛みがある
	暑さの中での運動は久しぶりである
その他、体調等に関して気になることがある（記入してください）	

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

○校内における様々な事故等の記録化・情報共有について

◆ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式

事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式

報告者	・教職員 ・児童 ・保護者 ・地域住民 ・関係機関 ()
	報告者名： (代理報告者名：)
発生日	年 月 日 ()
発生時刻	午前／午後 時 分頃
発生場所	
事象・ 気付きの 内容 〔主観を含めず 具体的に記載〕	どうしていたら、どうなった(どうなりそうだった)
事象・ 気付きに 対して とった 措置 〔実施済みであ れば具体的に 記載〕	(担当者：)

※ヒヤリ・ハット報告を受ける管理職は、報告するような事態が生じたことを叱責したり問題視したりするのではなく、「今後大きな事故に繋がる可能性のある危険の芽を見つけることができた」と考えて、報告を奨励すること。

◆ 事故・事件対応記録様式

児童が事故・事件の被害にあった場合には、以下の様式を用いて情報を整理する。

事故被害児童 ()年()組 名前：	
保護者氏名： TEL：	
※校内関係者がいる場合	
関係者()年()組 名前：	
関係者()年()組 名前：	
発生日時	年 月 日() 午前・午後 時 分
事故概要	
発生場所	
原因等	
事故発生後の様子	意識・出血・呼吸・脈・体温・顔色・痙攣・疼痛・外傷等
応急措置	気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫・AED・止血・異物の除去・保温・冷却・衣服をゆるめる・体位・手足のマッサージ等
搬送先病院	TEL：
病院等での容態	
保護者への連絡状況	
備考	